

人間行動学科 社会学コース

未成年喫煙規制はいかにして
正当化されてきたか
—公的な定義と公衆の定義の
歴史的 analysis—

文学部 2025 年度

ABA22185

しらい かつひろ

白井 勝大

目 次

はじめに	1
第 1 章 理論的枠組みと先行研究の検討	3
1.1 本研究における理論的枠組み	3
1.2 喫煙と社会の関係性に関する先行研究	5
第 2 章 未成年喫煙に対する公的な定義	10
2.1 未成年喫煙禁止法の制定	10
2.2 未成年者喫煙禁止法の改正	15
2.3 公的な定義の時代間比較	19
第 3 章 明治期における公衆の定義	23
3.1 一人前になってはじめて認められる喫煙	23
3.2 若者組の抑圧と弱体化	24
3.3 議会の審議に現れる公衆の定義	27
第 4 章 昭和後期から平成中期にかけての公衆の定義	33
4.1 分析方法	33
4.2 分析結果	39
4.3 公衆の定義の時代間比較	52
4.3.1 昭和後期から平成中期における公衆の定義：未 熟な子どもと統制の崩壊	53
4.3.2 明治期における公衆の定義：統制主体の不在と 新たな統制の構築	55
4.3.3 未成年喫煙をめぐる時代間比較：統制主体の不 在と統制不全の徴候	57
第 5 章 考察	60
5.1 1980 年代前半：喫煙規制創出の萌芽	61
5.2 1980 年代後半：公的機関による喫煙問題への応答	63

5.3 1990 年代前半：未成年喫煙状況の可視化と迫られる 対策	65
5.4 1990 年代後半：治安不安の高まりと未成年喫煙規制 の受容	68
5.5 立ち現れる未成年喫煙規制の政治的合理性：喫煙規 制の非対称性	70
おわりに	73
注	75
参考文献	76
参考 URL	78
巻末資料	79

はじめに

本研究の目的は、2000 年に実施された未成年喫煙禁止法の大幅改正が、いかなる社会的・政治的・知識的過程を経て正当化され得たのかを明らかにすること、そしてその過程を理解するために不可欠となる、昭和後期から平成中期にかけての未成年喫煙に対する「公衆の定義」を実証的に析出することである。とりわけ注目すべき点は、日本では成人喫煙規制（2003 年健康増進法、2018 年改正健康増進法）に先立って、未成年喫煙の規制強化が制度化されてきたという事実である。

未成年喫煙禁止法（1900 年制定）は、20 世紀を通じてほとんど改正のないまま存続してきたにもかかわらず、2000 年に至って急速に罰則強化が実施された。この急激な政策転換は、単に喫煙の健康影響に関する医学的知見が蓄積されたという説明では十分ではない。むしろ、どのような利害集団（インタレスト・グループ）が、どのような主張（クレイム）を提示し、それが社会的にどのように受容されたのかという過程を明らかにすることが不可欠である。すなわち、本研究の第一の目的は、未成年喫煙禁止法改正をめぐる問題構築の過程を記述することであり、そこには以下の問いが内包されている。

- （１）いかなる主体が規制強化を主張したのか。
- （２）規制強化という主張はどのような根拠規範を伴っているのか。
- （３）公衆および政策決定主体はいかなる仕方でそれを受容したのか。
- （４）最終的に法改正はいかなる論理によって正当化されたのか。

第二の目的は、2000 年前後の未成年喫煙がどのように定義されていたかを、新聞言説の分析を通じて明らかにすることである。社会問題構築論に従えば、社会問題とは客観的に存在する事態ではなく、特定の状況を「問題である」と主張するクレームが公衆に受容され、制度的対応が生じた結果である。本研究はこの立場を踏まえ、未成年喫煙がいかなる意味を与えられ、いかなる逸脱行動として構築されたのかを実証的に検討する。言い換えれば、本分析で抽出される未成年喫煙の「定義」は、法改正を正当化した社会的基盤であり、同時にその背景にあるクレーム申し立て過程を読み解くための重要な手がかりとなる。

以上の目的を達成するため、本研究では 1985 年から 2001 年にかけての全国紙記事を対象に、問題の定義、原因の診断、道徳的判断、解決策の提示という四つのフレーミング機能に基づいて言説分析を行う。この分析によって抽出される未成年喫煙の社会的定義をもとに、当該時期における喫煙規制の国際的潮流、国内の社会運動、医学的知見の蓄積、そして少年非行に対する社会的関心の高まりといった諸条件が複合的にどのように作用し、2000 年の法改正がなされたのかを考察する。

第1章 理論的枠組みと先行研究の検討

1.1 本研究における理論的枠組み

本研究はラベリング—相互作用論者の伝統的逸脱研究手法に根ざしている。この手法を採択することによって、逸脱の規定要因の確定を主題とするのではなく、ある行動に付与される意味の原因の説明を主題として設定できるようになる。すなわち、なぜある行動が逸脱とされたかという“Why”の問いから、どのようにある行動が逸脱と認定されたかという“How”の問いへの転換が可能になる。本章では、本研究における理論的枠組みを先行研究と照らし合わせながら詳説する。

ラベリング—相互作用論者は、逸脱を時間、場所、聴衆からなる変数の関数であり、他者によって人々に与えられた属性とみなす。この観点からすれば、ある行動を逸脱と同定、定義し、ラベリングする過程が逸脱の社会学の主要な関心事ということになる。このラベリング理論は、1960年代にハワード・ベッカーをはじめとする逸脱社会学者によって提唱された理論であり、ベッカーは、「社会集団は、これを犯せば逸脱となるような規則をもうけ、それを特定の人びとに適用し、彼らにアウトサイダーのレッテルを貼ることによって、逸脱を生み出すのである」(Becker 1963=1978: 17)と述べ、逸脱を普遍的な事実ではなく、社会の産物であると捉えた。この理論において、「未成年者喫煙」という行為自体が本質的に否定的な性質をもつわけではない。むしろ、医学的権威による「未成年者喫煙＝非健康」であるとするラベル、警察的権威による「未成年者喫煙＝不良行為」であるとするラベルなど、否定的なラベルがある行為に付与されることによって、その

行為自体が逸脱行動と定義される。こうした逸脱行動について十分な理解をおさめるためには、逸脱が社会の産物であるということを前提として、逸脱という抽象概念の人格化であるアウトサイダー達と、規則をつくり執行する人々の相互行為過程、すなわち「集合行為」に着目すべきことが示されている。

マルコム・B・スペクターとジョン・I・キッセは、社会問題の研究に対して、類似したアプローチを提案している。スペクターとキッセによれば、社会問題は社会の中で様々な「クレーム申し立て」集団の行為を通して姿を現し、また正当化される。そのため、どのようにしてそのような社会状態が発展したのかにではなく、その状態がどのように社会問題とみなされるようになったのかに関心を向けるべきだと指摘する。

クレーム申し立て活動は、どこからともなく生まれてくるわけではない。他の活動が、その誕生を導き、準備し、その舞台を用意する。クレームの発展と展開、その発展の条件、クレームを主張し、後押しするために組織された活動のなかでの人びとの経歴の解明を、われわれは研究課題として強調する。そうすれば、社会問題の定義の前史、もしくは起源の研究は、問題をその先行条件やその原因の同定によって説明することではなくなる。むしろ、社会問題のコンテキストと背景、つまりその基盤を記述することになる。特定の社会問題の歴史を構築するために、どの程度まで過去に遡って分析を開始すべきかというのは、実践的であると同時に、理論的な課題でもある。

(Spector & Kitsuse 1977= [1990] 1992: 203)

ある社会において逸脱カテゴリーが発展してきた集合的・歴史的次元を調べることによって、特定の行動を逸脱と定義することに含まれる構造的・政治的な要素の検討を始めることができる。すなわち、ある行為が逸脱と定義される過程に着目することで、「いかなる主体が」、「どのような目的で」逸脱の創出を企図したのかが明らかとなる。よって、本研究もこれまで蓄積されてきた文献や新聞記事といった集合的・歴史的次元の分析を主とし、どのような利害集団が、どういったクレーム申し立て運動を起こし、未成年者の喫煙規制が現代にいたるまで正当化され続けてきたのかという社会的相互作用の過程を明らかにすることを試みる。

次節で紹介する米国における喫煙観の変遷を記述したロナルド・J・トロイヤーとジェラルド・E・マークルの先行研究は、本研究の理論的枠組みの基盤であるとともに、現実の社会的構築に関して重要な知見を示してくれる。

1.2 喫煙と社会の関係性に関する先行研究

トロイヤーとマークルは 1865 年から 1980 年までの米国における喫煙観の変遷を記述した。特筆すべきはストrein（医学）モデルと相互作用過程モデルを組み合わせて、タバコ喫煙の再定義の理解にとって適切な枠組を構築したことである。前者は社会実在論に基づき、喫煙を否定する医学界の研究結果の増加が喫煙規制を促したとする。これは前節における「なぜ喫煙が逸脱と定義されたか」という“Why”の問いに解答する形をとっている。一方で、後者は社会唯名論に基づき、喫煙肯定派と反対派の対決の末、反対派の主張が

認められ、喫煙規制が施行されたとする。これは前節における「どのように喫煙が逸脱と定義されたか」という“How”の問いに解答する形をとっている。こうした二者択一のモデルを弁証法的に組み合わせ、喫煙観の変遷を記述することを試みたのである。

社会には多様な利害をもつ集団が拮抗して存在し、特定の行為を「容認できる／容認できない」とする広く共有された定義は、これら集団間の争いの結果として成立する。トロイヤーとマークルは、この暫定的な社会的定義を「公的な定義（政府による規制）」と「公衆の定義（一般市民の態度）」に区別し、両者の形成過程に生じる「因果連鎖の失われた環（ミッシングリンク）」に着目した点に特徴がある。

米国における喫煙規制政策の実施背景を一見すると、健康被害を示す医学研究の増加（ストレイン）によってまず公衆の否定的態度が形成され、その後に喫煙規制（公的定義）が成立したかのように見える。しかしトロイヤーとマークルは、この素朴な「医学→公衆→政策」という直線的モデルでは説明できない複数の事実を指摘する。第一に、1960年代以降に医学研究が急増したにもかかわらず、その増加に見合うほどの公衆への報道量は確認されず、研究成果が直接的に公衆の態度を形成したとはいえない。第二に、公衆の喫煙に対する否定的態度は確かに漸増していたものの、その変化がそのまま政策に反映されたとは限らず、公衆の感情が政策の実施に直接結びついていたという理解は成立しない。

このように「医学研究→公衆意識」の因果も、「公衆意識→政策形成」の因果も単純化できない以上、両者のあいだに介在する媒介要因を検討する必要がある。トロイヤーとマークルは、このミッシングリンクの正

体を、反喫煙団体・医療専門職・教育者などのクレーム申し立て集団による社会相互作用に求めた。「医学研究→公衆意識」の因果の間には、反喫煙団体による独自の出版物や教育者による数多の講演が公衆の意識情勢に寄与したことを示唆している。また、「公衆意識→政策形成」の因果の間には、反喫煙勢力¹⁾による陳情活動・1964年公衆衛生局長レポートの活用・ロビイングや制度改革への働きかけなど、特定の利害集団が、医療専門職による健康リスクを主張するクレームを含む政治的資源を有効に動員したという介在要因を導いている。その中でも特筆すべき事項として、反喫煙勢力が莫大な財力を持つタバコ関連企業や製造業者等の喫煙擁護勢力と対立するにあたり、政府の規制委員会に争いの場を限定したことが挙げられる。これはタバコ利権に関わる議員が蔓延する連邦議会では喫煙規制法案が通過しなかった経験と、政府の規制委員会ではタバコ産業の財力は無効化されていたことによるものであった。このように、反喫煙勢力は限られた資源を自らが有意に立つことのできる場に集中して投下し、喫煙規制を施行すべきとするクレームを正当化させた。これに加えて、政府は単なる中立的仲裁者ではなく、タバコのラベル法²⁾やカリファノの反喫煙プログラム³⁾が政府発進の規制創出であったことから、独自の利害をもつ活動主体の集合体であることも明らかにされている。

以上の議論は、喫煙規制の変遷を説明するためには、医学的知見の蓄積が喫煙規制政策の構築を促したとするストレインモデルだけでは不十分であり、利害集団の対立と資源動員を主軸とする相互作用過程モデルと統合的に捉える必要があることを示している。すなわち、喫煙が逸脱と定義される過程は、医学的実在と社

会的構築、すなわち利害集団間の相互作用が交錯する領域に位置づけられるのであり、医学的実在だけでは説明しきれない社会的相互作用こそがミッシングリンクの正体であった。

一方、本研究と照らし合わせて留意すべき点が二点ある。第一に、1980 年までの調査に基づく研究であるという点である。副流煙の問題が提起され始めたのは1981 年以降であり、当時は喫煙が他者の健康に悪影響を及ぼすという議論が盛んに行われていないことに注意せねばならない。特に、健康問題は喫煙者個人に限定されるものと考えられていた当時を力を持っていた「喫煙は個人の自由である」という喫煙擁護派の主張は、副流煙に関する研究が進む1981 年以降、他者危害原則に基づき否定されうる主張となっている。第二に、本研究で主題とする日本における未成年者の喫煙は、明治期から法的に禁止され続けてきた行動であり、法規範からの逸脱行動であるという認識が公衆の間で広く共有されている点である。そのため、本研究においても未成年者の喫煙が法的な逸脱行動であるという公衆の理解を前提としながら、「なぜ規制が必要であるのか」を示す当行動に付与された意味づけの変遷を辿る必要がある。

以上の理論的検討を踏まえると、未成年者の喫煙は単に法的に規制された逸脱行動である以上に、その規制すべき理由が時代ごとの社会的文脈に応じて再構築されてきた行為であるといえる。すなわち、規制そのものは制度的に持続しているが、規制を正当化する根拠は固定的ではなく、医学的・道徳的・教育的・経済的といった多層の言説が入れ替わりながら形成されてきた。こうした意味づけの変遷は、複数の利害集団が

自らの立場を正当化するために展開してきたクレーム申し立ての過程として理解することができる。本研究において未成年者喫煙の歴史的変遷を分析することは、単なる規制史の記述にとどまらず、社会的統制と正当化のメカニズムを解明する試みでもある。先行研究が示すように、逸脱定義の変遷は、複数の利害集団による社会的事実の再構築の結果として理解されるべきである。本研究においても、未成年者の喫煙をめぐる定義の変遷を、この社会的構築の過程として記述・分析することを目的とする。

第2章 未成年喫煙に対する公的な定義

本研究ではトロイヤーとマークルの研究を参考に、未成年者喫煙をめぐる定義を公的な定義と公衆の定義に分けて考えたい。本研究における公的な定義とは、未成年者喫煙禁止法等、国家や行政が法的・政策的文脈において提示した未成年喫煙に対する定義を指す。一方、公衆の定義とは、新聞記事等にみられる社会的・文化的に構築された未成年喫煙に対する定義を指す。本章では、まず日本において未成年喫煙禁止法が制定された根拠について述べ、その後大幅な法改正がなされた根拠を詳説し、未成年喫煙に対する公的な定義の時代間比較を行う。

2.1 未成年喫煙禁止法の制定

1899年（明治32年）12月、第14回帝国議会において根本正衆議院議員ほか4名により、『幼者喫煙禁止法案』が提出された。法案は4つの条文と附則からなり、第1条は「十八歳未満ノ幼者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス」と規定していた。委員会審議を経て、1896年に既に制定された民法において「二十歳」と定められていた成年の基準に合わせる形で修正が行われ、「幼者」（18歳未満）が「未成年者」（20歳未満）と改められた。法案の名称も『未成年者喫煙禁止法』となり、1900年2月の通常帝国議会で貴衆両院の協賛を得て明治天皇の裁可により公布・制定された。

第14回帝国議会衆議院本会議における根本正衆議院議員による法案の提出理由は以下の通りである。

此法案ハ近來小學校ノ子供ガ輸入ノ卷煙草ヲ吸

フ者ガ日々増加シマシテ、此儘ニ棄置キマシタナ
ラバ我帝國人民ヲシテ、或ハ支那ノ今日ニ於ケル
有様、又遂ニ印度ノ如キ結果ヲ見ネバナラヌト大
ニ憂フル所デアリマス、ソレハドウ云フ譯デア
ルカト申シマスルナレバ、此煙草ト云フモノハ阿片
ノ如ク「ナコチック」及「ニコチン」ヲ含有スル
モノデアリマシテ、若シ此ノ如キ神經ヲ麻痺シ智
覺ヲ遲鈍ニスルモノヲ、幼少ノ子供ガ喫シマスレ
バ日本帝國人民ノ元氣ヲ消滅スルニ至ル譯デア
リマス、ソレ故ニ此子供ガ煙草ヲ喫ムト云フコトハ、
國是トシテ廢サネバナラヌコトデゴザイマス、此
事ト云フモノハ實ニ文明ノ各國ニ於テ行レル法律
デアリマス、既ニ獨逸ニ於テハ十六歳以下ノ子供
ニ煙草ヲ喫マセマセヌデスソレハドウ云フ譯デア
ルカト云ヒマスルト唯今申上ゲタル譯デ第一軍人
タルニ不適當タラシムル故デアリマス又亞米利加
ノ一新報ヲ見マスレバ西班牙ト亞米利加ガ戰爭ヲ
シマシタ時分ニ各地方カラ兵卒ヲ呼ビマシテ、其
内取除ケラレタ青年ガアリマス其取除ケラレタ青
年ノ百人ノ中九十人ハ幼少ヨリ煙草ヲ喫ンダモノ
デアルト云フコトガ書イテアリマス

（近ごろ、小学校の子どもたちのあいだで、輸
入された紙巻たばこを吸う者が日に日に増えてい
ます。このまま放っておけば、わが日本帝国の国
民は、今日における中国やインドのような衰退し
た状態に陥るのではないかと、私は大いに憂慮し
ています。それはどういうことであるかと申しま
すと、たばこというものには、阿片（あへん）と
同じように「ナコチック（麻醉性物質）」や「ニコ

チン」が含まれています。もしもこのように神経を麻痺させ、知覚を鈍らせるものを、幼い子どもたちが吸うようになれば、日本国民の活力は失われてしまうのです。ですから、子どもがたばこを吸うということは、国家の方針として禁止しなければならない行為であります。このような法律は、すでに文明諸国では実施されています。たとえばドイツでは、16 歳以下の子どもがたばこを吸うことを禁じています。その理由は、先ほど申し上げたように、たばこが軍人としての適性を損なうからです。アメリカのある新聞を見ますと、アメリカとスペインが戦争をしましたとき、各地から兵士を徴集しましたが、その中には徴兵検査で不合格となった若者がいました。その不合格となった若者百人のうち、九十人は幼いころからたばこを吸っていた者であったと書かれてありました)

(帝国議会会議録検索システム

第 14 回 帝国議会 衆議院 本会議 第 7 号

明治 32 年 12 月 12 日 061 根本正 から一部抜粋

括弧内は筆者訳)

根本による法案提出理由から 18 歳未満の喫煙を禁止する理由を紐解くと、幼者による喫煙は健康を損ない、軍人としての適性を失うことから国力の低下を招くために禁止すべきとする健康・軍事的な根拠が第一に挙げられている。根本が演説した 1899 年は日清戦争 (1894-1895) 後、列強によるアジア分割が進行していた時期であり、中国は列強によって半植民地化され、インドはイギリスの植民地として支配されていた。タバコと阿片を同列に置き、「煙草ト云フモノハ阿片ノ如ク『ナコチック』及『ニコチン』ヲ含有スルモノ」と

述べたのは、阿片によって中国人が神経を麻痺させ、知覚を鈍らせたように、タバコによって日本の子どもたちが精神的・身体的に衰弱してしまうことを危惧しているということを主張するためであろう。すなわち、中国やインドのように衰退するとは、阿片によって国力の衰退を招いた中国やインドのように、日本がタバコによって衰退すること指し、根本は未成年喫煙を規制しなかった世界線における日本の将来を憂いているのである。根本は幼者の衰弱化について指摘する際、その具体例としてアメリカでの徴兵検査において不合格となった若者の九割が幼い頃から喫煙していたというデータを示し、幼者の喫煙は健康を損なわせ、軍人としての適格を失わせると述べている。よって、煙草は阿片のように国民の健康を損なうものであり、幼者の喫煙を許すことは結果として国民全体の活力・理性・国防力を失うことに繋がることから幼者の喫煙は禁止せよ、という旨が根本の幼者喫煙禁止の論拠ということになる。また、同演説において根本はアメリカやドイツ等の文明国においては幼者の喫煙を禁止する法律がすでに制定されていることに触れ、「この文明国の法律が日本国においても採用されることを希望する」と語り演説を終えている。したがって、根本の喫煙禁止の根拠は、単なる児童保護ではなく、喫煙は阿片と同様に国民を墮落させる行為であり、それを防ぐことによって国民の体力と精神を保持することは文明国として施行すべき国策であるという考えに基づいている。つまり、未成年喫煙は健康を害し、軍事的な損失を生み出し、文明国としては容認すべきでない行為であるという健康 - 軍事 - 文明の三層構造から構築されていた。

1900 年から法的な効力を維持してきた未成年者喫煙禁止法において、未成年者自体はあくまで保護の対象であり、未成年者に対しての罰則は定められていない。同法は第 1 条において未成年者の喫煙を禁止しているが、これは訓示規定であり、処罰の対象になるのは未成年者の喫煙を抑止しない親権者及び監督者（第 3 条）と、未成年者にタバコを販売した者（第 4 条）である。

1900 年（明治 33 年）施行『未成年者喫煙禁止法』

第一條 未成年者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス

（未成年者は煙草を吸ってはならない）

第二條 前條ニ違反シタル者アルトキハ行政ノ處分ヲ以テ喫煙ノ爲ニ所持スル煙草及器具ヲ沒收ス

（前の条文に違反した者があったときは、行政処分によって、喫煙のために所持しているたばこおよび器具を没収する）

第三條 未成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者情ヲ知リテ其ノ喫煙ヲ制止セサルトキハ一圓以下ノ科料ニ處ス

親權ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者亦前項ニ依リテ處斷ス

（未成年者に対して親権を行う者が、その喫煙の事実を知らず止めなかったときは、1 円以下の科料に処する

親権を行う者に代わって未成年者を監督する者も、同様に処罰する）

第四條 未成年者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販賣シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

（未成年者が自分で使うために買うと知りな

がら、たばこやその器具を販売した者は、
10 円以下の罰金に処する)

(帝国議会議録検索システム
第 14 回帝国議会議貴族院本会議第 13 号
明治 33 年 1 月 23 日 072 近衛篤磨から一部抜粋
括弧内は筆者訳)

同法は度々微かな修正がなされてきたが、2000 年と
2001 年には大幅な法改正がなされ、両罰規定と年齢確
認の義務付けが設けられることとなった。次節では、
未成年喫煙法の改正がなされるべきとする根拠を詳説
した議会審議の一節を確認する。

2.2 未成年者喫煙禁止法の改正

2000 年（平成 12 年）11 月、第 150 回国会において
増田敏男衆議院地方行政委員長により、『未成年者喫煙
禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律
案』が提出された。法案はタバコ販売禁止違反に対す
る罰則強化と両罰規定の設置（第 6 条）を要求するも
のであり、衆参両院の可決をもって施行された。

2001 年（平成 13 年）施行『未成年者喫煙禁止法』

第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ煙草ヲ喫スルコト
ヲ得ス

(未成年者は煙草を吸ってはならない)

第二条 前条ニ違反シタル者アルトキハ行政ノ処分
ヲ以テ喫煙ノ為ニ所持スル煙草及器具ヲ没
収ス

(前の条文に違反した者があったときは、行
政処分によって、喫煙のために所持してい

るたばこおよび器具を没収する)

第三条 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者情ヲ知リテ
其ノ喫煙ヲ制止セサルトキハ科料ニ処ス
(未成年者に対して親権を行う者が、その子
が喫煙していることを知りながら、それを
止めなかった場合は、科料に処する。)

② 親権ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督ス
ル者亦前項ニ依リテ処断ス

(親権者に代わって未成年者を監督する立場に
ある者についても、前項と同様に処罰する。)

第四条 煙草又ハ器具ヲ販売スル者ハ満二十年ニ至
ラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確
認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス
(たばこや喫煙器具を販売する者は、未成年
者の喫煙を防止するために、年齢確認その
他必要な措置を講じなければならない。)

第五条 満二十年ニ至ラサル者ニ其ノ自用ニ供スル
モノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販売
シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス
(満二十歳に達していない者に対し、その者
が自分で使用する目的であると知りながら、
たばこや喫煙器具を販売した者は、五十万
円以下の罰金に処する。)

第六条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使
用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業
務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ
行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ
同条ノ刑ヲ科ス

(法人の代表者、または法人や個人の代理
人・使用人その他の従業者が、その法人や
個人の業務に関して前条の違反行為をした

場合には、実際に行為を行った者を罰するほか、その法人または個人にも同様の刑を科する。)

(e-Gov 法令検索 未成年者喫煙禁止法
平成 13 年 12 月 12 日施行 括弧内は筆者訳)

両罰規定とは、法人に所属する役員や従業員らが、法人の業務に関連して違法な行為をした場合に個人だけでなく法人も併せて罰せられる規定を指し、この改正によって未成年者に対するタバコの販売禁止違反に対する罰則の対象が販売行為者のみから、経営者・経営法人・役員・従業員などへと拡大することとなった。

第 150 回国会衆議院地方行政委員会における増田による法案の提出理由は以下の通りである。

近年、少年によるおやじ狩り等と称する路上強盗やひったくりの急増、覚せい剤等の薬物汚染や性の逸脱行動の拡大など、少年の非行や問題行動は深刻な社会問題となっております。

少年非行は、平成八年から連続して悪化、深刻化の傾向を示しており、強盗、殺人などの凶悪犯の検挙人員も高水準で推移しております。

特に、最近の少年非行は、それまでに非行を犯したことの無い少年が短絡的動機から重大な非行に走る、いわゆるいきなり型非行が目立っておりますが、こうした少年の多くにおいて、重大な非行に至るまでには、喫煙や飲酒などの問題行動があることが指摘されております。

そして、このような問題行動が、路上、駅構内・列車内、繁華街で公然と行われる傾向が強いものとなっている一方、たばこや酒類を販売する

業者の一部が、相手方が二十歳未満であることを知り、または知り得る場合であっても必要な注意を払わずに、たばこや酒類を販売している実態があります。

少年の喫煙、飲酒は、少年自身の問題だけではなく、社会の責任の問題でもあります。平成十一年に未成年者飲酒禁止法の改正により、未成年者に対して酒類を提供した場合における両罰規定が導入されたところでありますが、未成年者の健全な育成を図るため、未成年者に対するたばこ等の販売禁止違反に対しても両罰規定を設けるとともに、酒類の提供及びたばこ等の販売禁止違反に対する罰則を強化する必要があることから、本起草案を提出することとした次第であります。

(国会議事録検索システム

第 150 回衆議院地方行政委員会第 5 号

平成 12 年 11 月 9 日 003 増田敏男 から一部抜粋)

増田は少年非行を社会問題と捉え、喫煙や飲酒といった行為をその入口として位置づけている。すなわち、喫煙・飲酒は単なる軽微な逸脱行動であるという以上に、凶悪犯罪や薬物乱用といったより深刻な非行へと連鎖する危険な初期段階として理解されているのである。法案が提出される以前の 1997 年は、刑法犯少年の人口比が 16.1 を記録し、少年非行が戦後第 3 のピーク時にあった昭和 63 年以来 9 年振りに 16 台を超えたことから、少年非行情勢は「戦後第 4 の上昇局面を迎えた」と喩えられた時期であった（警察庁 1998: 第 2 節）。不健全な青少年の存在を問題視する社会情勢の渦中で、未成年喫煙者は将来、より深刻な非行に走る潜在的な犯罪者とされた。こうした潜在的因子を静観す

るだけでは、将来的に社会秩序の崩壊やさらなる治安の悪化が予想される。増田は同時に、未成年者の喫煙は当人に全責任があるのではなく、未成年であってもタバコを入手しやすい環境にも問題があると指摘し、「少年自身の問題だけでなく、社会の責任の問題」でもあると結論付けた。

以上のことから、タバコは青少年の健全な育成を阻害するものであり、未成年者の喫煙規制を強化しないままでは結果として日本社会の治安の低下を導くことから、未成年者の喫煙規制を強化せよ、という旨が増田の法案提出の根拠ということになる。したがって、2000 年の法改正は、青少年の健康保全という文脈よりもむしろ社会的リスクの低下を目的とする文脈に位置するものであるといえる。つまり、2000 年において未成年喫煙は、深刻な非行への入口であり、将来の治安を脅かす社会的リスクである一方で、それを助長しているのも社会であるという非行 - リスク - 社会責任の三層構造から構築されていた。

2.3 公的な定義の時代間比較

本節では 1900 年の未成年者喫煙禁止法制定時の言説と 2000 年の法改正時の言説を比較し、未成年喫煙の規制理由に現れる未成年者喫煙に対する公的な定義を確認する。2001 年にも未成年喫煙禁止法は販売時の年齢確認の義務付けを設ける形で改正が行われているが、その改正理由は 2000 年の法改正と概要が一致しているために本研究では詳細を省いている。

前者において、根本によって示された喫煙禁止の論拠は「健康 - 軍事 - 文明」という国民形成的言説に基

づいており、軍事力としての健康な身体の保護ならびに文明国としての規範を誇示することを目的として未成年者喫煙が禁止された。一方、後者においては、増田によって示された論拠が「非行 - リスク - 社会責任」という社会統制的言説に基づいていたように、青少年の健全な育成ならびに社会的リスクの排除を目的として未成年喫煙規制が強化された。すなわち、未成年喫煙をめぐる規制理由は、20 世紀を通じて「国家の衰退を防ぐ」から「社会の崩壊を防ぐ」へとその焦点を移した。この転換は、近代国家が掲げた強い国民を育てる政策から、成熟社会が掲げる健全な社会を守る政策への移行を象徴していると言えよう。未成年の喫煙はもはや国防上の脅威ではなく、国内の社会秩序を乱す前兆的行為として再構築されたのである。以上の比較から、未成年喫煙の公的な定義は 20 世紀を通じて、個人の身体を国家の資本として管理する社会背景をもつ国民形成的定義から、社会秩序の安定を維持するために逸脱を予防・制御する社会背景をもつ社会統制的定義へと変化した。

ここまでは、未成年喫煙禁止法の制定過程において、なぜ未成年の喫煙が禁止され、規制の対象とされたのかという、いわば公的な定義における“Why”の問いに焦点を当ててきた。すなわち、国家や行政がいかなる論理と価値観に基づいて喫煙を逸脱とみなし、制度的に規制を正当化してきたのかを明らかにしてきた。しかし、制度的・法的な定義を確認するだけでは、未成年喫煙という行為が社会の中でどのように理解され、どのような意味（ラベル）が付与されていたのかを十分に把握することはできない。議会審議のなかの言説のように法的・政策的文脈のなかで現れる公的な定義

と並行して、社会にはメディア報道や市民の言説を通じて共有される公衆の定義が存在し、それが公的な定義の受容、補強、あるいは抵抗の基盤となっている可能性がある。特に、1985 年に大蔵省の外郭団体としてタバコの専売を行っていた日本専売公社が民営化されてから 2000 年代前半までの間は、未成年喫煙の社会的定義が大きく転換する臨界期であった。

この時期には、学習指導要領の改訂により学校現場での禁煙教育が本格的に始動し、さらに 2000 年、2001 年と連続して未成年者喫煙禁止法が改正されるなど、制度的にも教育的にも喫煙規制の強化が進展した（表 2-1）。したがって、第 4 章ではこの時期の新聞記事を分析対象として、公衆が未成年喫煙をいかに定義し、どのような価値観のもとで問題と認識していたのかを検討する。これにより、公的な定義と公衆の定義との相互関係およびその齟齬を明らかにし、未成年喫煙をめぐる社会的定義の形成過程を把握することを試みる。

表 2-1 主な未成年者喫煙防止対策

年	事項(活動主体)
1986	「小学校 喫煙防止に関する保健指導の手引」 (文部省・日本学校保健会)
1987	中学・高校の保健体育に「喫煙・飲酒・薬物乱用と健康」に関する内容 (文部省)
1989	小学校「保健体育」学習指導要領改訂(文部省)
1992	中学校「保健体育」学習指導要領改訂(文部省)
1993	中高生対象映画「健康に生きる-喫煙を科学する-」を 都道府県教育委員会に配布(文部省) 高等学校学習指導要領改訂(文部省)
1994	「全国非行防止大会」で未成年喫煙防止啓発チラシ配布(総務省) 「中学校 喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の手引き」 (文部省・日本学校保健会)
1995	管理の行き届かないおそれのあるたばこ自動販売機の申請を不許可 (大蔵省) たばこ自動販売機の深夜稼働の自粛を関係団体に要請(大蔵省)
1996	たばこ自動販売機深夜販売自主規制 (全国たばこ販売協同組合連合会) 「高等学校 喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の手引き」 (文部省・日本学校保健会)
2000	未成年者喫煙禁止法改正
2001	未成年者喫煙禁止法改正

(厚生労働省 最新たばこ情報をもとに筆者作成)

第3章 明治期における公衆の定義

前章では、まず明治期における未成年喫煙に対する公的な定義を確認したうえで、2000 年における公的な定義と比較を通じ、その定義の変遷を明らかにした。本章では、明治期における未成年喫煙に対する公衆の定義を確認し、これを公衆の定義の変遷に対する深い理解のための補助線とする。1980 年代後半から 2000 年代前半にかけて行う新聞記事分析を明治期にも適用することは、当時の新聞記事の総量からして困難である。しかし、長谷（1993）による分析から当時の公衆の定義を垣間見ることができる。以下、第三章の内容は長谷による先行研究の概要である。

3.1 一人前になってはじめて認められる喫煙

煙草が日本に伝来した時期については諸説存在するが、1605 年（慶長十年）にはすでに京都の居住者たちが大いに喫煙していたことが歴史資料から示されている。たばこの国内栽培が始まって以後、タバコ喫煙は急速に普及したが、日本における喫煙習慣は未成年喫煙を抑制するという特徴をもっていた。つまり、喫煙が大衆の間にまで普及すると同時に、目上の人や年上の人の前では喫煙を遠慮するのが普通であり、礼儀であった。すなわち、「喫煙は大人になってから、正確に言えば一人前になって社会的に初めて認められるという社会的規制に基礎を置いていた」のである（長谷 1993: 24）。

この社会的規制を支えていたものは、江戸時代に全国の農村に根を下ろしていた若者組であった。若者組への加入によって、大人すなわち一人前であるということを社会的に認められ、喫煙も同時に認められる。

若者組に加入し、一人前と認められるまでは、タバコは吸えないというのが江戸時代に形成された喫煙に対する社会的規制の実態であった。村の若者たちは一定の年齢に達するとその村の若者組に加入しなければならなかったが、加入の年齢は様々で、おおよそ 14~18 歳、数え年の 15 歳で加入するのが通例であった。

若者組加入によって、子どもは大人となり、一人前の人間として種々の権利を獲得することができた。その特権の一部として神事祭礼への参加権の獲得や結婚資格の公認、そして喫煙の公認があった。一人前になってはじめて認められる特権の反面には義務も存在し、火災予防から部落の整備、堤防の築造などは若者組の仕事として割り当てられていた。子どもには認められない結婚・飲酒・喫煙の公認といった権利を持つと同時に治安維持や公道の保全といった義務を負うことが、一人前になった人間としての責務であった。一人前でない者は喫煙できないという社会的ルールは若者組、すなわち生活と結びついた村落共同体に基礎を置く規制によって維持されており、その根底には喫煙は大人の習慣という社会的通念があったのである。

3.2 若者組の抑圧と弱体化

前節では、江戸時代において、若者組への加入によって一人前と認められることが、喫煙が公認される条件であったことを確認した。しかし、江戸時代中期・後期にかけて若者組という組織が抑圧の対象となり、特に明治維新の影響は若者組の急速な弱体化を招いた。本節では、江戸時代前期に形成された喫煙に対する社会的規制が若者組という組織の弱体化によって崩壊するまでを記述する。

若者組は部落の中での重要な組織ではあったが、若者たちの自主組織として自由に活動すればするほど、部落の秩序を乱したり、藩の行政とつながる村役人層とトラブルを起こしたりすることも多くなった。また、幕末には各地で多数の若者が参加する一揆や打ちこわしが起こったが、その中心部隊は村の若者組であった。部落秩序を乱し、村役人と対立し、時には一揆に参加する若者には各藩とも抑圧的な態度を取るようになった。尾張藩では、1780 年（安永九年）に早くも若者組が問題視され、1785 年（天明五年）に若者組が禁止された。しかし、尾張藩の若者組禁止令として 1868 年（明治元年）に最後の命令が出されていることから、藩の命令に背いた形で若者組は存続していたことがうかがえる。江戸中期から明治初期にかけて、若者組の禁止令は各藩で出されたが、若者の生活と仕事に結びついている若者組は一編のお触れや命令だけで解体するものではなかったのである。そのため、明治初期においても、一人前になるまではタバコを吸えないという社会的ルールも固く守られていた。しかし、明治維新が若者に与えた変化と影響は、若者組禁止政策と相まって若者組を急速に弱体化させ、一人前になるまではタバコは吸えないという社会的規範も希薄化することとなった。

明治維新によって身分・職業の固定制が崩れ、百姓の子は百姓といった閉鎖的な階層社会が崩壊し始め、農業から離れ商業・工業を志す若者が増加した。先祖伝来の職業から離れた若者は、都市に集中するようになった。1869（明治 2 年）の東京の人口は約 50 万人であったのに対し、1897 年（明治 30 年）には約 140 万人と 3 倍近くに膨張し、その大部分が若者たちであったと考えられている。若者が都市に集中すれば、農村

の若者組は徐々に弱体化するのは当然の結果であった。

さらに、明治維新が与えた特徴的な若者の変化として、学生の出現と増加が挙げられる。1872 年（明治 5 年）に学制が制定され、1886 年（明治 19 年）には小学校四年までが義務教育とされた。教育制度の整備にともない、上級学校の進学者も増加した。学制制定の翌年、1873 年（明治 6 年）から未成年者喫煙禁止法制定の 1900 年（明治 33 年）までの間、中学以上の男子学生は約 22 倍の増加、その中でも若者組加入年齢に相当する中学・甲種実業学校の生徒数は約 2000 人から約 9 万 4000 人とおよそ 60 倍の増加であった。全体の若者の中では少数とはいえ、学生になることは、農村の若者組やその他喫煙の社会的規制を遵守していた組織・制度からの脱却を意味し、一人前になるまではタバコは吸えないという社会的ルールから外れた存在となることと同義であった。つまり、学生は、一人前になるまではタバコは吸えないという社会的ルールを支えていた若者組などの組織には属さない「特権階級」であった。喫煙の社会的規制を守らなくなったのは、この「特権階級」をはじめとする子どもたちであった。当時の朝日新聞の記事でも、学生による喫煙を問題視する記述が確認できる。

聞くところに據れば当地の各小學校男生徒の間にては此程より巻煙草を喫むことの流行を来し其在校中運動時間に之を喫む者頗る多く已に南區の如きは區長小柴景起氏より此喫煙の生徒は宜く慎ましむべきものなるを以て之を禁ずべきを口達せりとこの事なり蓋し煙草の人身に於けるは害こそあれ曾て利あらざるものなるが故に避くるを得べき丈之が煙を喫する事の當に避くべきは今日心ある

者の皆言合へる所なるに小學生徒の如き此れより其身を智徳と共に發育しゐつばれ世用を成さんとする者の斯く喫煙するは實に以ての外の事といふべし

(聞くところによれば、当地の各小学校の男子生徒のあいだでは、近ごろ巻き煙草を吸うことが流行しており、授業の合間の運動時間に煙草を吸う者が非常に多いという。すでに南区では、区長の小柴景起氏から「このような喫煙をする生徒は厳しく慎ませるべきであり、これを禁止せよ」との口頭での通達が出されたとのことである。そもそも、煙草は人の身体にとって害こそあれ、これまで利益をもたらしたことは一度もない。したがって、避けるべきものであることは当然であり、その煙を吸うことが避けられるべきであることは、今日の常識ある人々の一致した意見である。それにもかかわらず、小学生のように、これから心身ともに成長し、知恵と徳をそなえ、将来社会に役立つべき者が、このように喫煙するとは、実にもってのほかのというべきことである。)

(『朝日新聞』 1887. 5. 21 朝刊 括弧内は筆者訳)

このように、江戸中期から明治初期にかけて生じた若者組の弱体化と学生の出現により、一人前になるまではタバコは吸えないという社会的規範は希薄化した。

3.3 議会の審議に現れる公衆の定義

前節において、若者組を筆頭とした喫煙の社会的規制を遵守する組織の解体と学生の出現および増加によって、一人前になるまではタバコは吸えないという社

会的規範が崩壊したことを確認した。長谷はこうした時代背景をもとに、未成年者喫煙禁止法の制定理由を次のように結論付けている。

かつては一人前になるまではたばこは吸えないという社会的ルールはキチンと守られていた。ところが明治に入るとこのルールは学生から破られ、小学生までもが喫煙するようになった。一方では徴兵制の義務づけにより、一人前とされる年齢は二十歳であると社会一般が段々と観念するようになってきた。一人前として認められる年齢が上昇しているのに、より若く、一人前でもない、働きのない学生・生徒、時には児童すら喫煙する。これは世の大人たちにとって我慢できないことであった。しかし、喫煙に関する社会的ルールを支える組織は弱体化し、禁止すらされている。この矛盾を解決するものとして出されたのが未成年喫煙禁止法であった。

(長谷 1993: 28)

つまり、過去に存在していた未成年は喫煙できないという規範が崩壊した社会で、子どもたちの公然とした喫煙に我慢ならない大人たちが作り出した規範回復の手段が未成年者喫煙禁止法であった。ここまでの長谷による時代背景と法制定理由の説明を紐解くと、明治期における未成年喫煙に対する定義は、一人前でない者 (=子ども) が大人の領域に侵入し、年齢階梯制によって守られていた身分秩序の崩壊を象徴する行為であったといえよう。年齢階梯制とは人々を年齢によって分け、年長者から若者へと明確な序列を形成する社

会制度であり、年齢による役割分担を通じて共同体の秩序を保つ機能を有するものである。つまり、喫煙が大人としての資格の象徴であった社会の中で、未成年喫煙は資格のない者による大人の模倣であり、社会的序列の侵犯として認識されていたのである。こうした社会秩序を乱す因子である未成年喫煙者に規律を設けることによって、一人前でない者には喫煙が許されないという社会規範の回復を達成することが志向された結果、未成年者喫煙禁止法は制定された。

長谷は同時に、根本による健康を主題とした法案提出理由を表面的な理由だとし、井上角五郎衆議院議員の意見を引用する形で、未成年喫煙は集団の秩序を乱す行為であるという定義を次のように補強している。

殊ニ學校ノ生徒、制服ヲ着テ學校ノ制帽ヲ冠テ
紙卷煙草ヲ指ニ挾ンデ往來シテ居ルノヲ見ルト、
煙草ヲ喫ムノ有害無害ヨリハ實ニ憎ラシクシテ、
アンナ奴ニ十分ノ學問ガ出來ルモノカト云フ感ガ
起ル、(略) 元來昔ハ煙草ヲ喫ンデモ生徒ノ場合-
學校ニ行ッテ稽古ヲスル中トカ、或ハ劔術ノ警古
デモシテ居ル間ハ縱令成年者ト雖モ煙草ヲ喫ムコ
トハ禁ジテアル例ハ、其藩々ニ依ッテ幾ラモアル、

(略) 十八歳以上ト云フト相當ノ暮シヲスルモノ
デナケレバ最早勞働ニ從事シナケレバナラヌトカ、
又色々ノ商賣ヲシナケレバナラヌト云フヤウナモ
ノデ、(略) サウ迄モ行キ兼ネルト思ヒマスカラ、
十八歳未滿ト云フノハ一般ニ於テ宜イコト、思フ、
ソレト同時ニ學校ノ生徒ニ至ッテハ縱令大學ノ生

徒其他師範學校ノ生徒デモ何デモ二十歳デモ二十

五歳デモ三十歳デモ、悉ク禁ジタ方ガ當然ト思フ

カラ、此ヤウナ但書ヲ第一條ニ加ヘタイト思フ、

（略）官私學校ノ生徒ハ殊更ニ煙草ヲ喫ムコトヲ禁ジテ見タイト云フ私ノ意見デスガ、其實官私學校ノ生徒ヨリモ其他ノ者ガ餘計ニ喫ンデ居ルト云フコトハ承知シテ居ル唯煙草ト云フモノガ全躰ニ禁ズベカラザルモノデアルナラバ修養期間ニアル所ノ幼者ヲシテ禁ジテ宜カラウト思フ

（とりわけ、学校の生徒が、制服を着て制帽をかぶり、紙巻き煙草を指に挟んで往来しているのを見ると、煙草を吸うことが身体に有害かどうかということ以前に、実に見苦しく、あんな者にまともな学問ができるものかという感情が起こる。

（略）元来昔は、煙草を吸う者であっても生徒の場合、例えば学校で授業を受けている最中や、剣術の稽古をしている間などは、成人であっても喫煙を禁じている藩がいくつもあった。（略）十八歳以上といえ、すでに相当な暮らしをしている者でなければ最早労働に従事しなければならないとか、またいろいろな商売をしなければならないというような歳で、（略）そこまで厳しくする必要はないかもしれませんが、十八歳未満を喫煙禁止の対象とするのは、一般的に見て妥当だと考えます。ただし、学校に通う生徒については、たとえ大学生であろうと、師範学校の生徒であろうと、二十歳でも二十五歳でも三十歳でも、すべての生徒に喫煙を禁じる方が当然だと思います。したがって、そのような但し書きを法律の第一条に加えたいと

考えます。(略) 官立・私立を問わず、学校の生徒については、特に煙草を吸うことを禁止してみたい、というのが私の意見です。もっとも、実際のところ、官立・私立学校の生徒よりも、それ以外の人々の方がたくさん煙草を吸っていることは承知しています。しかし、煙草というものが社会全体で完全に禁止されるべきものではない以上、少なくとも「修養期間」にある若者たちには、喫煙を禁じるのが適当であると思います。)

(長谷 1993: 29 括弧内は筆者訳)

ここでの留意事項として、長谷は議会の審議を用いながら未成年喫煙に対する定義を補強している点が挙げられる。この手法は、筆者が前章において根本による法案提出理由を用い、公的な定義を明らかにした方法と軌を一にするものである。しかし、長谷の議会審議を用いた説明は、江戸前期から明治初期までの一般大衆の生活実態と社会制度によって形成された未成年喫煙に対する定義が議会審議でも現れ、こうした定義が立法を後押ししたことを示すものである。すなわち、長谷が引用した議会における言説は、公衆が共有していた規範意識が政治的場面で顕在化したものであり、社会的通念が法的・政策的文脈のなかで反映されたものとして理解すべきである。このことから、長谷の論じる未成年喫煙は集団の秩序を乱す行為であるという定義は、国家や行政が法的・政策的文脈において提示した公的な定義というよりもむしろ、社会的・文化的に構築された公衆の定義として理解するのが適切であろう。そのため、根本が示す健康を主題とした規制創出理由と、井上が示す社会秩序の回復を基軸とした規制創出理由は二者択一のものではなく、前者を公的な

定義とし、後者を公衆の定義と解すべきである。ここまでは明治期における未成年喫煙に対する公衆の定義を確認した。次章では、未成年喫煙に対する定義の転換期と考えられる 1985 年から 2001 年にかけて、公衆の定義を新聞記事分析から明らかにすることを試みる。

第4章 昭和後期から平成中期にかけての公衆の定義

前章では明治期における公衆の定義を確認した。本章での主な関心は 1980 年代後半から 2001 年に至るまでの公衆の定義を新聞記事分析から明らかにすることである。

4.1 分析方法

本研究では、新聞記事をもとに 1980 年代後半から 2001 年に至るまでの未成年喫煙に対する公衆の定義を確認する。一般市民の態度や価値観を確認する際の資料として、他に世論調査や SNS 等が挙げられるが、これまで行われてきた喫煙に関する世論調査は、喫煙率や実施すべき規制内容を問うものが大半であり、規制すべき理由あるいは喫煙に対する価値観を問うものはごく少数である。また SNS については 2000 年代以降に世界的に普及が進んだ媒体であり、本研究の対象期間である 1980 年代後半から 2001 年の期間の分析には不適と判断した。他方で新聞は、社会における出来事を単に報じるだけでなく、一般市民による意見表明を取り上げる読者投稿欄の存在に加え、社説やコラムなどの論評記事の存在から、社会における公衆の態度や価値観を反映する媒体として位置づけられる。もっとも、これらの投稿は新聞社による選別、編集を経て紙面化されるため、内容や論調には各新聞社の編集方針や報道姿勢が一定程度反映されていると考えられる。この点を踏まえ、本研究では複数の新聞社（読売新聞・朝日新聞・毎日新聞・日本経済新聞）を分析対象とすることにより、特定の報道機関固有のバイアスを相対化し、社会的言説としての一般的傾向を抽出することを

試みている。また、新聞は、SNS などの新興メディアと比べて長い歴史的継続性をもち、1980 年代から 2001 年にかけて社会的な言説を安定的に記録してきた媒体であり、本研究の分析期間における公衆の定義の把握に適している。上記の理由から、本研究では公衆の定義を確認するにあたって新聞記事分析を採用した。

(1) 分析対象とデータの概要

本分析では、『ヨミダス』『朝日新聞クロスサーチ』『毎索』『日経テレコン 21』に収録された 1985 年から 2001 年までの読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞の記事データを分析対象とした。新聞記事データベースにおける年代別収録範囲の差異、とりわけ地域面の網羅状況の偏りを補正し、分析対象の一貫性を確保するため、『ヨミダス』では全国紙版、『朝日新聞クロスサーチ』では本紙版（発行社：東京）、『毎索』では本紙版（発行社：東京）、『日経テレコン 21』では日本経済新聞社発行の日本経済新聞を使用した。また、対象を朝刊・夕刊に限定し、号外および別刷は分析対象から除外した。タバコの広告記事もタバコ業界の一方向的な宣伝の意味合いが強いため、未成年者喫煙に対する公衆の定義とは関連性が低いと判断し、分析対象から除外している。

まず、喫煙に関する言説全体における未成年喫煙の位置付けを把握するため、検索条件を本文または見出しに「喫煙」「煙草」「たばこ」「タバコ」のいずれかの語を含む記事のヒット数を分母とし、これらの語に加えて「未成年」「少年」「中学生」「高校生」「学生」のいずれかを含む記事のヒット数を分子として、年代ごとの記事数の推移を確認した（表 3-2、図 3-1）。この比率は、喫煙という主題が社会的に「未成年者」と結

び付けられる傾向の強弱を簡易的に示す指標として採用している。

続いて、内容分析を行うために、見出しに「喫煙」「煙草」「たばこ」「タバコ」のいずれかの語を含み、かつ「未成年」「少年」「中学生」「高校生」「学生」のいずれかの語を含む記事を抽出した。『日経テレコン21』では見出しのみの検索におけるヒット記事が確認されなかったため、本文または見出しの検索を採用したうえで、同データベースの AI アルゴリズムによる「関連度高」を基準に一次抽出を行い、続けて筆者が見出し・本文の内容を確認し、喫煙と未成年が明確に関連付けられている記事を最終的な分析対象とした。なお、「関連度高」となっていない記事についても、ヒット記事の見出しを概観したうえで関連度が高いと判断できる記事は分析対象に含んでいる。このように内容分析では、主に見出しのみによる検索を用いることによって、本文中に偶発的に語が出現する記事を除外している。これは、見出しが記事全体の内容を最も端的に示すと考えられるためであり、未成年者と喫煙の関係を明確に論じる記事をサンプリングする目的によるものである。もっとも、見出しにおいて喫煙と未成年の両者が併記されている場合でも、記事内容が未成年喫煙と無関係な文脈に終始している記事は分析から除外している。

(2) 分析方針

本章の目的は、新聞記事に現れる公衆の定義、すなわち公衆がどのように未成年喫煙を捉えていたかを明らかにすることである。そのために、本分析ではフレーム分析の手法を参考としている。フレーム分析とは、複数の記事に共通して提示されているテーマを発見し、

いかにして事実が社会的に構築されるのかを分析する手法であり、複数のフレームを抽出したうえで、事実の語られ方の変遷を記述する際などに使われる。本研究においても、未成年喫煙に対する公衆の定義を明らかにするために、新聞記事における未成年喫煙の語られ方を抽出し、複数のフレームから定義を導くことを試みる。フレーム抽出にあたり、まずは記事中に現れる言説を Entman (1993) が示したフレームの四つの中心的機能である①問題の定義(define problems)、②原因の診断(diagnose causes)、③道徳的判断(make moral judgements)、④解決策の提示(suggest remedies)に基づいてコーディングした。複数の要素が同一記事内に存在する場合は、重複して記録する方式を採用している。

もともと、Entman が示す四つの中心的機能は、抽出されたフレームが媒体内でどのような役割を果たすかを説明するものであり、フレームそのものをどのように抽出するかに関しては明確な手続きが示されていない。実際、フレームの抽出方法については、トップダウン型（理論枠組みからカテゴリーを設定する）とボトムアップ型（テキストからカテゴリーを生成する）の双方が存在し、統一的な手法は確立していない。そこで本研究では、Entman のフレーム機能を理論的基盤とし、その四機能に対応するようにカテゴリーを設定したうえで、内容分析的に記事を読み取り、該当する要素を抽出するという「機能から逆算する」アプローチを採用した。この方法により、フレームの定義が曖昧になりやすいという問題を避けつつ、未成年喫煙をめぐる公衆の言説を四つの機能から帰納法的に抽出することを可能にしている。抽出された要素は概観の上、機能ごとに筆者自ら再カテゴライズした。再カテゴラ

イズの結果は、前期と後期に大別して表にまとめている。

(3) 理論的枠組み

本分析では、Entman (1993) が提示したフレームの四つの中心的機能①問題の定義、②原因の診断、③道徳的判断、④解決策の提示を分析の枠組みとして採用する。以下では、未成年者喫煙をめぐる新聞報道に即して、その具体的内容を詳述する。

まず①問題の定義は、報道がどの事象を社会的問題として取り上げ、どのような側面を強調するかを明示する機能である。未成年者喫煙に関する記事においては、「未成年喫煙の補導数が増加している」「制服姿の喫煙を目撃」など、喫煙率の上昇や街頭での喫煙行動の顕在化を取り上げている内容を抽出し、未成年喫煙の何が問題であるかを定義するものとして扱う。

次に②原因の診断は、その問題が生じる要因や責任の所在を特定する機能である。未成年喫煙に関する記事では、「未成年者の規範意識の低下」、「家庭や学校におけるしつけの不足」、あるいは「自動販売機やコンビニエンスストアによる販売体制の不備」などが未成年者喫煙の要因として挙げられている。こうした未成年喫煙という行為の原因を個人に帰する、または社会的環境や制度に帰する内容をもとに抽出した。

③道徳的判断は、本来、①問題の定義によって示された問題自体やその影響に対して倫理的・価値的評価を下すものである。もっとも、本研究では未成年者喫煙に対する公衆の定義の抽出が主要な関心であるために、①問題の定義によって示された問題に拘泥せず、未成年者喫煙に対する道徳的判断はすべて抽出の対象とし、道徳的判断の中に現れる評価の確認を試みてい

る。例えば、「子どもの健康を害するから防止すべき」という主張では、未成年喫煙を「健康を害する行為」として定義しており、身体的リスクに基づく評価に該当する。これに対して、「学生のモラルの低下」「未成年者が喫煙するとはしつげがなっていない」という主張では、未成年喫煙を「社会的秩序の乱れを象徴する行為」として位置づけており、社会的規範に基づく評価に該当する。

一方、上述のような規範やモラルの低下に関する言説は、しばしば②原因の診断と③道徳的判断の双方にまたがる。そのため、「モラルの低下」が未成年喫煙の原因として語られている場合には原因の診断にコーディングしながら、喫煙に対する道徳的な判断も下しているとして、道徳的判断にも社会的規範に基づく評価として抽出する。

最後に④解決策の提示は、問題の解消に向けた政策的あるいは社会的対応を提案し、その正当性を示す機能である。未成年者喫煙に関する新聞記事においては、「販売店への年齢確認の徹底」「学校教育での禁煙指導の強化」「家庭でのしつげの見直し」等の内容を含むものを抽出し、法的・制度的規制の強化を求めるだけでなく、社会全体に規範意識の再構築を促すものも含めている。

表 4-1 機能別コーディングの基準

フレームの 中心的機能	定義 (Entman: 1993)	本研究にお ける具体的 な定義	抽出対象と なる記事内 容の例	分類上の判 断基準
問題の 定義 (define problems)	どの事象を社会問題として提示し、どの側面を強調するかを明示する機能	未成年喫煙の「何が問題とされているか」を示す言説	「未成年喫煙の補導数が増加」「制服姿で喫煙」など	未成年喫煙が社会的に問題視されている様相を説明する記述を抽出
原因の 診断 (diagnose causes)	問題の原因や責任の所在を特定する機能	未成年喫煙が生じる要因・背景を示す言説	「家庭のしつけ不足」「販売体制の不備」「社会の無関心」など	未成年喫煙の発生要因が説明されている場合に抽出
道徳的 判断 (make moral judge- ments)	問題や行為に対して倫理的・価値的評価を下す機能	未成年喫煙に対して社会がどのような価値づけを行っているかを示す言説	「子どもの健康を害する」「モラルに反する」など	未成年喫煙を善悪・適否の観点で評価している記述を抽出
解決策の提 示 (suggest remedies)	問題の解消に向けた政策的・社会的対応を提案する機能	未成年喫煙防止に向けた方策・制度改革を示す言説	「販売店への年齢確認の徹底」「禁煙教育の強化」「規制の強化」など	規制や教育など、解決策を提案・支持する内容を抽出

4.2 分析結果

本節では、1985 年から 2001 年までの新聞記事を対象として、喫煙全般の記事数に対する未成年喫煙関連記事の比率の推移を定量的に示すとともに、記事内に現れる未成年喫煙に関する言説をフレームの四つの中心的機能にコーディングした結果を示す。そのなかで

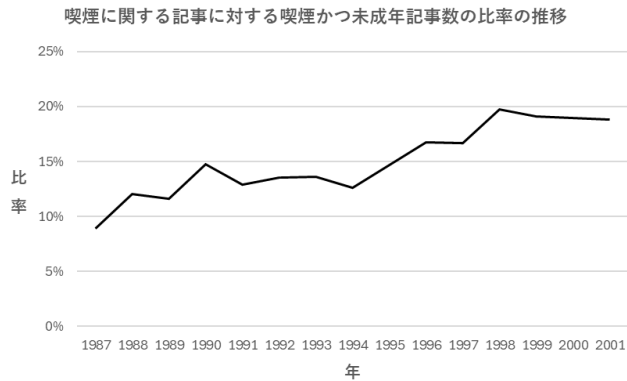
も道徳的判断において抽出された言説を「健康リスクに基づく評価」あるいは「社会的規範に基づく評価」の二軸に分類し、その出現傾向を検討する。これにより、未成年喫煙がどのような社会的文脈のもとで問題と認識されていたか、そしてどのような理解が公衆に広まっていたのかを確認する。

表 4-2 および図 4-1 は、喫煙に関する記事全体に占める未成年喫煙関連記事の比率の推移を示している。

**表 4-2 喫煙全体に関する記事数に対する
未成年喫煙に関する記事数の比率**

年	総記事数	未成年記事数	比率(%)
1987	1940	172	8.9%
1988	2073	250	12.1%
1989	1900	221	11.6%
1990	1677	247	14.7%
1991	1992	257	12.9%
1992	1974	267	13.5%
1993	2113	287	13.6%
1994	2442	308	12.6%
1995	2000	294	14.7%
1996	1980	331	16.7%
1997	2213	369	16.7%
1998	2231	441	19.8%
1999	2197	419	19.1%
2000	2366	448	18.9%
2001	2134	401	18.8%

図 4-1 喫煙全体に関する記事数に対する
未成年喫煙に関する記事数の比率の推移



喫煙に関する記事全体に占める未成年喫煙関連記事の比率は、1987 年には全体の 8.9%であったが、1990 年代半ば以降に大きく上昇し、1998 年には 19.8%に達している。この増加傾向は、1990 年代に進んだ青少年問題の顕在化と時期的に一致している。たとえば、非行や薬物乱用といった青少年の逸脱行為が連続的に報じられ、未成年喫煙もそうした問題の一端として取り上げられるようになった。また、1996 年のたばこ自販機の深夜稼働制限や 2000 年の未成年者喫煙禁止法の改正など、制度的な規制の強化も相まって、報道上での注目度が高まったと考えられる。

次に、未成年喫煙に関する記事を、Entman (1993) の枠組みに基づき、問題の定義・原因診断・道徳的評価・救済策提示の 4 つのフレーム機能を用いてコーディングした結果が表 4-3 である。調査対象記事全数における抽出数に加え、前期 (1985-1993) と後期 (1994-2001) の抽出数を示しているのは、調査対象時期における各要素の変遷を確認するためである。

表 4-3 各フレーム機能の出現件数（記事数：n）

	1985-2001 総数(n=137)		1985-1993 前期(n=65)		1994-2001 後期(n=72)	
	抽出数	%	抽出数	%	抽出数	%
問題の定義	76	55.5	41	63.1	35	48.6
原因の診断	63	46.0	26	40.0	37	51.4
道徳的判断	99	72.3	48	73.8	51	70.8
救済策提示	87	63.5	40	61.5	47	65.3

まず、問題の定義については、そもそも未成年喫煙は法律に違反する行為であることから、記事中で改めて「何が問題であるのか」を明示せず、未成年喫煙に対する評価（道徳的判断）や防止するための方法（解決策の提示）に終始するものが全記事の約半数（44.5%）を占めていた。一方で、制服姿での喫煙や未成年喫煙率の増加といった社会的規範や法的制約を公然と逸脱する行為を取り上げ、そうした状況を問題化する記事も一定数確認された。これらの傾向から、未成年喫煙に関する「問題の定義」は、新たな社会問題を提起するというより、すでに違法行為として認識されている未成年喫煙が抑止されていない現状を問題視する「問題の再構築」として表象されていたといえる。

抽出された問題の定義は主に「喫煙開始年齢の低年齢化」「未成年喫煙率の増加」「未成年の公然たる喫煙態度」の三つに大別された（表 4-4）。第一に、喫煙開始年齢の低年齢化は、未成年の喫煙開始時期が高校生から中学生、さらには小学生まで低下してきている状況を問題視する記事である。第二に、未成年喫煙率の増加は、喫煙する未成年者が増加しているという主張を扱った記事である。当時、未成年喫煙は法律上存在しないものとして扱われていたため、公的機関による未成年者を対象とした喫煙率調査は十分に実施されていなかった。そのため、新聞記事では、タバコの年間

販売本数から成人喫煙者による消費分を差し引いた値を、未成年者によって消費されたタバコの本数として推計する手法がしばしば用いられていた。

こうした推計方法を用いて未成年喫煙率の増加を示した代表的な例として、2001 年 12 月 9 日付の『日本経済新聞』の記事が挙げられる。

開口一番、渡辺さん⁴⁾は「主因は、違法の未成年喫煙の増加です」と指摘、データを示した。日本たばこ産業（J T）が公表している毎年の成人男女の喫煙者数と平均喫煙本数から計算した総喫煙本数は、総販売本数には遠く及ばない。

「その差は未成年が購入した分です」と渡辺さん。七八年に推定六十億本強だった未成年者の購入は年々増え、九六年には十倍近い六百億本に達した。全体の二割弱は未成年が買っている計算。

（『日本経済新聞』 2001. 12. 09, p. 19）

このように、統計的裏付けを欠く中でも、間接的な推計を通じて未成年喫煙の増加が可視化され、それ自体が問題として構築されていたことが確認できる。第三に、未成年の公然たる喫煙態度を論じる記事は、街中において学生が制服姿で喫煙する姿を目撃し、「モラルの低下」や「家庭・学校のしつけの不足」として批判する内容が多く、読者投稿欄に掲載された記事が主であった。

表 4-4 代表的な問題の定義

	1985-2001 総数(n=76)		1985-1993 前期(n=41)		1994-2001 後期(n=35)	
	抽出数	%	抽出数	%	抽出数	%
低年齢化	13	17.1	10	24.4	3	8.6
喫煙率の増加	38	50.0	21	51.2	17	48.6
喫煙態度	13	17.1	6	14.6	7	20.0
その他	12	15.8	4	9.8	8	22.9

次に、原因の診断については、未成年者自身に責任があるとみなす言説よりも、未成年者がたばこを容易に入手できる環境の存在や、喫煙する未成年者に対して注意を行わない大人の姿勢を問題視する言説が一貫して確認された（表 4-5）。全期間を通じて、「大人の黙認」と「アクセスの容易性」を原因とする言説が多数を占めていることから、1980 年代後半から 2000 年代前半にかけては、社会的環境や大人社会の在り方に未成年喫煙の原因を帰属させる言説が支配的であったことがうかがえる。

具体的には、「大人の黙認」に分類された記事では、家庭や学校、地域社会において、大人が未成年の喫煙を見て見ぬふりする状況が繰り返し描写されていた。たとえば、教員や保護者が喫煙の事実を知りながら厳しく指導しないことや、周囲の大人が路上での未成年喫煙を目撃しても注意しないことが未成年喫煙を助長する要因として語られていた。1988 年 3 月 12 日付の『朝日新聞』の投書欄には、未成年者の喫煙に対する大人の無関心を批判し、忠告や進言の必要性を訴える記述が見られる。

私たち大人はあまりにも未成年者の喫煙に無関心すぎます。見て見ぬふりをする人の何と多いことか。私はそのつど忠告したり、学校当局や教育

委員会に進言したりしてきました。

こうした生徒たちの行為に大人たちはなぜ毅然（きぜん）として立ち向かわないのでしょうか。私は決してしかりとばせとは申してはいません。むしろかしい年ごろの子供たちに大声で注意したり、しかったりしてはいけないのです。当たり前のことを守るべきだと論ずることが必要なのです。

（『朝日新聞』 1988. 03. 12, p. 5）

ここでは未成年喫煙が違法であるにもかかわらず、公衆の目に触れる場で喫煙が行われており、大人によって十分に制止されていないという認識が示されている。すなわち、未成年喫煙の原因は、未成年者本人の逸脱性というよりも、注意・指導を行わない大人側の態度に帰属されていた。

また、「アクセスの容易性」に分類される記事では、自動販売機による無人販売や、コンビニエンスストア店員による年齢確認の不徹底が指摘され、販売側の責任が強調されていた。「子どもの心理」に関する記事では、喫煙する大人に対する憧れや、タバコそのものへの好奇心、さらには善悪の判断が未発達であるといった点が挙げられ、未成年者が喫煙に手を伸ばす心理的背景が説明されていた。

以上のような原因の診断は、後述する解決策の提示の言説とも対応しており、未成年者本人への直接的な責任追及よりも、大人社会の規範意識の向上や販売環境の規制強化を通じて未成年喫煙を防ぐべきだとする主張（クレイム）が、当該時期の新聞記事において広く共有されていたといえる。

表 4-5 代表的な原因の診断

	1985-2001 総数(n=63)		1985-1993 前期(n=26)		1994-2001 後期(n=37)	
	抽出数	%	抽出数	%	抽出数	%
大人の黙認	25	39.7	10	38.5	15	40.5
アクセスの容易性	23	36.5	8	30.8	15	40.5
子どもの心理	12	19.0	5	19.2	7	18.9
その他	3	4.8	3	11.5	0	0.0

解決策の提示について確認すると、1985～2001 年の全期間では「禁煙教育」と「アクセスの制限」が主要な対策として提示されていた（表 4-6）。全 87 件中、「禁煙教育」が 33 件（37.9%）、「アクセスの制限」が 27 件（31.0%）であり、未成年喫煙の解決策として、教育的アプローチと環境的アプローチが併存していたことがわかる。一方で、「大人の改善」（17.2%）や「法律・取締強化」（13.8%）は比較的少数にとどまっていた。

しかし、前期（1985-1993 年）と後期（1994-2001 年）を比較すると、提示される救済策の傾向には顕著な変化が確認された。前期では「禁煙教育」が 57.5%（23 件）と多数を占めており、未成年自身に対する啓発や教育指導を強化することが主要な解決策として提示されていた。これに対し、「法律・取締強化」はわずか 2.5%（1 件）であり、規制的アプローチはほとんど見られなかった。また、「アクセスの制限」も 17.5%（7 件）にとどまり、環境的な統制は限定的であった。前期における「禁煙教育」中心の解決策を示す典型的な例として、1986 年 9 月 1 日付『日本経済新聞』の記事が挙げられる。

健康志向で中高年男性の禁煙がふえている半面、喫煙年齢は高校生から中学生、さらに小学生の一

部にまで低下、文部省が喫煙防止の教師用手引書を作るほどになっている。(略)「禁煙指導」が生活指導の問題として論議されるのではなく、「健康教育」の一環として考えられなければならないということだ。

(『日本経済新聞』1986.09.01, p. 21)

この記事は未成年喫煙を主として健康教育の対象と捉え、子ども本人の理解や態度変容に解決を求める規範的統制が中心であったことを示している。

一方、後期では状況が大きく転換し、「アクセスの制限」が 42.6% (20 件) へと急増し、対策の中心的枠組みとなった。具体的には、タバコ自動販売機への規制強化、夜間稼働停止、設置場所の制限、さらにタバコに対する増税による値上げやテレビ・ラジオ CM の規制など、喫煙行動そのものを環境の変革によって抑制するアーキテクチャ的な方策が繰り返し論じられていた。同時に、「法律・取締強化」も 23.4% (11 件) に増加し、販売側への罰則強化や取締りの徹底など、未成年喫煙を法的に抑制しようとする言説が目立つようになった。これに対し、「禁煙教育」は 21.3% (10 件) に低下し、教育的アプローチの相対的比重は大幅に低下していた。後期におけるアーキテクチャの再設計を中心とした解決策を示す典型的な例として、2000 年 2 月 22 日付の『読売新聞』の記事が挙げられる。

未成年者の飲酒を防ぐため、キンビールが、若年者の飲酒の弊害を訴える CD-ROM を、全国の中学、高校に無料配布することが報じられた。

(略) 一方、たばこ業界は、未成年者の喫煙防止に本当に関心を寄せていると言えるのだろうか。

酒小売店の全国組織は、現行の酒類の自販機を今年五月までに全廃し、免許証などで年齢を確認できる装置に切り替えていく方針というが、たばこの自販機については、そうした動きはないのだろうか。たばこの自販機が未成年者の喫煙を助長しているとの批判は絶えないのに、問題意識が低いと言わざるを得ない。

(『読売新聞』 2000.02.22 朝刊, p.15)

このように、後期の記事には未成年者本人への指導や啓発の限界を前提に、販売・流通環境そのものを規制すべき対象として捉える視座が共有されていた。

以上の結果は、解決策の提示に関する言説が、1990年代前半では子ども本人への指導や教育といった規範的統制が中心であったのに対し、1990年代後半以降は、販売環境の規制やタバコ税の増税など成人を含む社会全体に影響が及ぶアーキテクチャ的統制へと移行していったことを示している。この転換は、原因の診断において未成年者自身の責任よりも社会環境の問題が強調されていた傾向とも整合的であり、未成年喫煙の解決策が「個人の規範意識の向上」から「環境の再設計」へと重点を移した過程を示すものとして解される。

表 4-6 代表的な解決策の提示

	1985-2001 総数(n=87)		1985-1993 前期(n=40)		1994-2001 後期(n=47)	
	抽出数	%	抽出数	%	抽出数	%
禁煙教育	33	37.9	23	57.5	10	21.3
大人の改善	15	17.2	9	22.5	6	12.8
法律・取締強化	12	13.8	1	2.5	11	23.4
アクセスの制限	27	31.0	7	17.5	20	42.6

最後に、道徳的判断について確認すると、1985～

2001 年の全期間において、「身体的リスクに基づく評価」と「社会的規範に基づく評価」はほぼ同程度の割合で出現していた（表 4-7）。全 99 件中、身体的リスクに基づく評価は 50 件（50.5%）、社会的規範に基づく評価は 49 件（49.5%）であり、未成年喫煙は健康被害の観点からだけでなく、社会的規範の逸脱としても同じ程度に問題視されていたことがわかる。

しかし、前期（1985-1993 年）と後期（1994-2001 年）を比較すると、その比重には明確な変化が見られた（図 4-2）。前期では「身体的リスクに基づく評価」が 62.5%（30 件）と多数を占めており、未成年喫煙は主として健康被害をもたらす危険行為として扱われていた。一方で、「社会的規範に基づく評価」は 37.5%（18 件）にとどまり、規範逸脱としての側面は相対的に弱かった。前期における身体的リスクに基づく評価を典型的に示す例として、1985 年 10 月 30 日付『毎日新聞』の記事が挙げられる。

未成年からタバコを吸い始めると、喫煙本数に関係なくがんでの死亡率が高いことが、平山雄・予防がん学研究所長の疫学調査でわかり、二十九日の日本癌学会で発表された。（略）喫煙開始年齢の違いによって、がん死亡率に大きな違いがあることがわかったのは、これが初めて。しかも、二十歳未満に喫煙を開始した群は、成人してからの節煙効果が期待できず、平山博士は「今、タバコを吸っている未成年者が多いが、がんには禁煙が唯一の対策。政府も法律に従って厳しく未成年者の禁煙を呼びかけ、包装の注意書もっと厳しいものに改めるべきだ」と話している。

（『毎日新聞』 1985. 10. 30, 朝刊, p. 3）

このように前期の新聞記事では、疫学研究に基づく科学的知見を根拠として、未成年喫煙を将来的な健康被害をもたらす危険行為として評価する言説が支配的であった。

一方、後期では状況が逆転し、「社会的規範に基づく評価」が全体の 60.8% (31 件) を占め、最も多い評価枠組みとなった。他方、身体的リスクに基づく評価は 39.2% (20 件) まで減少しており、1990 年代後半以降、新聞記事において健康被害よりも社会的規範の逸脱が強調されるという評価構造への転換が生じていたといえる。

「社会的規範に基づく評価」の具体的な内訳を検討すると、「法的規範」「公共空間規範」「学校教育規範」「大人の模範規範」の四つに分類された (表 4-8)。第一に、法的規範とは、法律は遵守されるべきという規範であり、未成年喫煙を非行として記述する記事がこれに該当する。たとえば、1993 年 1 月 9 日付『日本経済新聞』では、未成年喫煙の広がりとともに、喫煙行為に対する罪の意識の欠如が指摘されている。

未成年者喫煙が増え続けている。吸っている生徒は「みんなも吸っている」ことで、仲間と同じことを繰り返すだけだから罪の意識は全くない。

(『日本経済新聞』 1993.01.09 朝刊, p. 25)

第二に、公共空間規範とは、公共の場において秩序は守られなければならないという規範であり、未成年喫煙を公共空間の秩序を乱す行為として記述する記事がこれに該当する。具体的には、多数の人々が利用する

公共交通機関や飲食店における未成年の喫煙を批判するといった内容を含む記事がこれにあたる。1992 年 11 月 6 日付『朝日新聞』では、駅構内で制服姿の高校生が喫煙する様子が描写され、その態度の変化が問題視されている。

通勤の駅の構内で、今日も制服姿の高校生たちが、ベンチに腰かけ、紫煙をくゆらせていた。2、3 年前までは人通りの少ない場所で、私たち成人と目があうと、手の内側に隠したりしていた。だが最近では堂々としたものだ。

(『朝日新聞』 1992. 11. 06 朝刊, p. 15)

第三に、学校教育規範とは、学校が子どもを指導・管理すべきという規範であり、未成年喫煙を学校教育の失敗と位置づけ、教育の崩壊を象徴する行為として記述する記事がこれに該当する。第四に、大人の模範規範とは、大人が子どもの模範となるべきという規範であり、喫煙を黙認する大人に対する批判など、未成年喫煙を模範となる大人の不在を象徴する行為として記述する記事がこれに該当する。

四分類のうち最も多かったのは法的規範であり (40.8%)、未成年喫煙が非行として強く位置づけられていたことがわかる。これに次いで、大人の模範規範 (26.5%)、公共空間規範 (20.4%)、学校教育規範 (12.2%) が続き、多層的な規範の観点から未成年喫煙を批判する言説が確認された。

表 4-7 健康リスクに基づく評価と社会的規範に基づく評価の割合

	1985-2001 総数(n=99)		1985-1993 前期(n=48)		1994-2001 後期(n=51)	
	抽出数	%	抽出数	%	抽出数	%
身体的リスクに基づく評価	50	50.5	30	62.5	20	39.2
社会的規範に基づく評価	49	49.5	18	37.5	31	60.8

図 4-2 時期別に抽出された道徳的判断

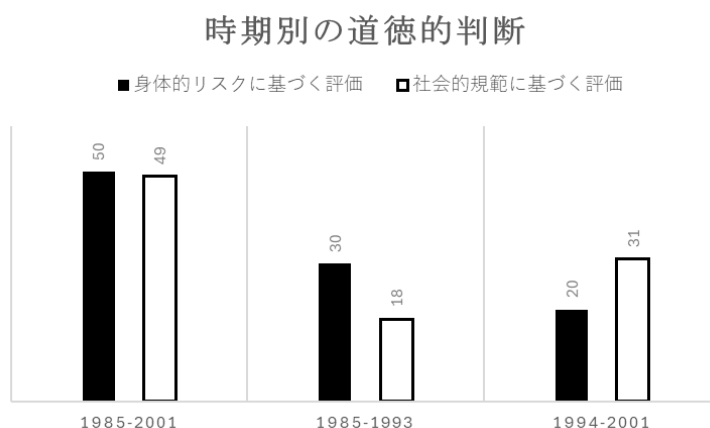


表 4-8 社会的規範の詳細

	1985-2001 総数(n=49)	
	抽出数	%
法的規範	20	40.8
公共空間規範	10	20.4
学校教育規範	6	12.2
大人の模範規範	13	26.5

4.3 公衆の定義の時代間比較

本節では長谷（1993）で示された明治期の公衆の定義と、昭和後期から平成中期における公衆の定義を比

較する。

4.3.1 昭和後期から平成中期における公衆の定義：未熟な子どもと統制の崩壊

前節までの分析によって、1985 年から 2001 年の新聞記事に現れる未成年喫煙に対する語りは、表面的には多様な形式を取っているものの、その基盤には、子どもは判断能力が未成熟であり、自律的に意思決定を行う主体ではないという共通の子ども観が一貫して存在していたことが明らかとなった。問題の定義・原因の診断・道徳的判断・解決策の提示という四つの分析枠のいずれにおいても、未成年喫煙は子ども自身の自由意思に基づく主体的な逸脱行動ではなく、外部環境や大人社会の影響によって誘発される非自律的な逸脱行動として位置づけられていた。

まず、問題の定義において抽出された三つの論点—喫煙開始年齢の低年齢化、未成年喫煙率の増加、公然たる喫煙態度—のいずれにおいても、判断能力が十分でないために法律で禁止されている行為を行ってしまう子ども像が表象されている。加えて、原因の診断で示された未成年喫煙を引き起こす要因—大人の黙認、アクセスの容易性、子どもの心理—も、外部要因の影響を受けやすいという前提を共有していた。ここでは、未成年喫煙が本人の意図や判断の結果ではなく、未熟な子どもが適切な管理・指導・規制が欠如した環境に曝されることによって生じる行為として捉えられている。

道徳的判断において確認された四種類の社会的規範—法的規範・公共空間規範・学校教育規範・大人の模範規範—も同様である。法的規範と公共空間規範に基

づく言説は、子どもを大人と同様に社会規範を遵守すべき主体として前提を置きながら、こうした規範を守れない子どもを批判的に描写しており、そこでは判断力や自制心が未成熟であるがゆえに逸脱に至る存在としての子ども像が表象されていた。すなわち、制度的には大人と同等の規範主体として位置づけながらも、実質的にはその規範を十分に履行できない未熟な存在として子どもを捉えるという、二重の子ども観が確認された。他方、学校教育規範や大人の模範規範に基づく言説では、子どもは本質的に未熟であり、大人が適切に指導・統制すべき存在として描かれていた。ここでの未成年喫煙は、教育・管理機能の不全や、大人の示すべき模範行動の欠如によって引き起こされる子どもの非自律的行為として説明されていた。一方で、一見して大人と同様の評価がなされと考えられる健康リスクに基づく評価においても、子どもは大人と比べ身体が未熟であり、喫煙の悪影響を受けやすいことが指摘されていた。ここでも、子どもは大人と同等の健康主体として扱われているわけではなく、むしろ身体的脆弱性ゆえにより厳格な保護と管理の対象とされていたのである。このため、健康リスクに関する議論も、最終的には大人の保護義務の強化や環境的規制の必要性を主張する方向へと収斂していた。

さらに、提示された救済策—禁煙教育、大人の改善、法律・取締強化、アクセスの制限—は知識の付与による矯正、自由の制限、環境の再構築といったように、必ず外部の存在を前提としており、自主性を重んじた対策のような成熟した主体を想定したものではない。これらの対策は、未成年者の判断力や自己管理能力が十分ではないという前提が置かれて初めて、その有効性を主張しうるものであり、ここでも非自律的な子ど

もという前提が共有されている。

以上から、1985 年から 2001 年における新聞言説では、未成年喫煙は子どもの未熟さに起因する非自律的行為としての理解が共有されていたと言える。これは、行為者である子どもを自律的な逸脱主体としてではなく、外的要因に影響されやすい存在として位置づける点に特徴がある。そして、未熟な主体による非自律的な非行が引き起こされる原因は、自律的な存在である大人の墮落あるいは大人が作り出した悪質な環境だとする主張が支配的であった。よって、昭和後期から平成中期における未成年喫煙に対する公衆の定義は、未熟な子どもによる非自律的な非行であり、大人社会の統制の崩壊を象徴する行為であったといえる。

4.3.2 明治期における公衆の定義：統制主体の不在と新たな統制の構築

明治期における未成年喫煙の公衆の定義では、喫煙は一人前でない者（=子ども）が大人の領域に侵入し、年齢階梯制によって守られていた身分秩序の崩壊を象徴する行為として理解されていた。ここで問題視されたのは、年齢階梯制を基盤とする身分秩序の侵害であり、子どもが大人の領域に立ち入るべきではないという価値観が前提にあった。

ただし、身分秩序を実際に侵犯した主体は、若者組などの秩序を遵守する村落の子どもではなく、明治維新後に都市へ流入した学生という新興集団であった。学生は若者組のように規範遵守を担う統制主体の管理下に置かれておらず、近代教育制度が未整備であった過渡期に成立した、事実上「統制主体が不在の子ども」

であった。統制主体が不在であることを起因とする学生の場合を選ばない喫煙行為は、大人領域の象徴である喫煙を分不相応に実践するものとして、すなわち既存の身分秩序を象徴的に破壊するものとして受け止められた。

ここで留意すべきこととして、この「身分秩序の崩壊」が村落共同体内部の秩序の破綻を意味しないことが挙げられる。秩序の崩壊と公衆に受け止められた要因は、共同体内における規範的逸脱ではなく、社会構造の変化によって誕生した学生という新興集団が、従来の秩序外で行動した点にある。長谷が学生を「特権階級」と位置づけたように、彼らは旧来の身分秩序から外れた存在であり、その横柄に見える喫煙行動が問題視された。

このように、問題化された学生の喫煙は、村落共同体内部の秩序破綻を示すものではなく、既存の統制主体の枠外に位置する子ども集団が出現したことに起因する象徴的な混乱であった。1900年に制定された未成年喫煙禁止法は、大人全体による子どもの統制を明文化し、統制主体を村落共同体から大人全体へと拡張した。この制定によって、一人前になってはじめて認められるという喫煙に関する身分秩序が、若者組のような特定の集団による統制に依存するものではなく、「大人全体」を統制主体とする包括的秩序となった。このように、従来の身分秩序の崩壊は、新たな法律の制定による統制主体の拡張をもってして回復の形をみるのである。

4.3.3 未成年喫煙をめぐる時代間比較：統制主体の不在と統制不全の徴候

両時代の公衆の定義の差異は、子ども観そのものに変化が見られないうえで、同じ「子ども＝未熟」という前提が、時代に応じて異なる帰結を導いた点に特徴がある。すなわち、明治期における子どもの未熟さは、大人領域の象徴である喫煙行為を、身分序列を理解しないまま越境することを可能にする性質として理解された。彼らの行為は、象徴的に従来の序列構造を揺るがすものとして受け止められ、新たな主体によって統制すべき対象として問題化された。

昭和後期から平成中期においても、子どもの未熟さは社会規範を破る性質として位置づけられ、この前提のもとで未成年喫煙は大人社会が適切に統制すべき行為であると定義されていた。子どもが規範を遵守できないのは当然であり、だからこそ親や教師、販売者を含む大人全体が適切に指導し統制すべきだとされた。そのため未成年喫煙は、子ども自身の逸脱というより、大人社会が果たすべき統制・保護機能が十分に作用していないことを示す徴候として問題化された。

このように、両時代において子どもの未熟性という前提は共有されていたものの、明治期ではそれが「秩序の外に位置する子どもに新たな統制主体を設ける問題」として、平成期では「本来子どもを統制すべき大人側の不全を露呈する問題」として作用していた点に、未成年喫煙の公衆の定義の決定的差異が見いだされる。

以上の点を踏まえると、明治期と昭和後期から平成中期の公衆の定義には、未成年喫煙を問題化する際に想定される統制主体の構造に決定的な違いが存在する。明治期において秩序の遵守を体現していたのは若者組

に代表される村落共同体であった。そこで問題視されたのは、この共同体から離脱し、既存の年齢階梯制に組み込まれていない学生という新興集団の行動である。すなわち、未成年喫煙は、秩序から外れた子どもが行う象徴的逸脱として理解され、決して村落共同体内における秩序の統制の崩壊を指し示すものではなかった。

これに対して昭和後期から平成中期の新聞言説においては、若者組のように規範遵守を担う特定の集団は想定されていない。代わりに、子どもを適切に指導し規範を守らせる主体として「大人社会全体」が前提づけられている。ここで問題とされたのは、特定の集団からの離脱による無秩序世界における象徴的な逸脱行動ではなく、子どもを取り巻く親や教師、タバコの販売者から道行く大人まで、大人全体の指導・管理の不徹底、つまりは大人による子どもの統制が行き届いていない状態であった。未成年喫煙は、未熟な主体である子どもに対し、規範を遵守させ、規範意識を醸成させるべき大人社会の統制力が弱体化したことの徴候として語られていたのである。

このように両時代を比較すると、明治期の公衆の定義は「秩序を体現する特定集団（若者組）が存在する一方、その外側に位置する学生による身分序列の侵犯行動」という二分的構造のもとで未成年喫煙が問題化され、学生を統制する存在の不在を問題視していたのに対し、昭和後期から平成期の定義は「大人社会全体が規範形成の主体であり、その統制の不備が逸脱を生んでいる」という全体的統制モデルに立脚している。ここで問題視されているのは、未成年喫煙を防止すべき大人社会の管理・指導機能の弱体化であり、子どもに対して規範を適切に伝達し遵守させる役割が十分に果たされていないという点であった。未成年喫煙とい

う同一の行為であっても、明治期には「新たな社会身分に対する統制主体の不在」を、昭和後期から平成期には秩序を守らせきれていない状況に現れる「統制主体である大人全体の統制機能の不全」を象徴していたのである（表 4-9）。そして、こうした統制主体の転換は、若者組等の村落共同体から大人全体へと統制主体の拡張を明文化した未成年喫煙禁止法の制定によるものであった。

表 4-9 公衆の定義の時代間比較

	明治期	昭和後期から平成中期
統制主体 (秩序形成主体)	若者組等の村落共同体 (特定集団)	親・教師・販売者・通行人など大人社会全体(包括的集団)
逸脱主体 (問題とされた子ども)	年齢階梯制に属さない学生 (新興集団)	外的影響を受けやすい一般の子ども(未熟・非自律的主体)
問題構造	統制の外部に出現した子ども(学生)による身分秩序の象徴的侵犯	大人社会の指導・管理・模範形成の不徹底による統制の弱体化
なぜ問題か (問題の所在)	学生の統制主体が存在せず、統制の外側で従来の規範からの逸脱が発生しているため	子どもに規範を伝達し守らせる大人社会の役割が十分に果たされていないため
子ども観	未熟で、統制がなければ規範を逸脱する存在	未熟で、統制がなければ規範を逸脱する存在
未成年喫煙が象徴するもの	新たな社会身分(学生)への統制主体の不在	統制主体である大人社会の統制機能の不全
問題化の焦点	秩序を体現する特定の集団と外側の学生の二分構造による逸脱問題	大人社会全体の統制不全により生じる逸脱問題

第5章 考察

本章では、第4章で導出した1985年から2001年の新聞言説における未成年喫煙の「公衆の定義」が、いかなる社会的・政治的・知識的文脈のもとで形成され、どのように制度的対応（未成年喫煙禁止法改正）へと結実したのかを考察する。本研究が明らかにした定義の中核は、未成年喫煙を「未熟な子どもによる非自律的な逸脱行為」とみなし、その原因を大人社会の規範・環境・管理の不全に求める構図であった。本章では、このような定義がなぜこの時代に確立したのかを、国際的潮流、国内社会運動、政治的条件、喫煙研究の進展といった複数の要因を総合的に分析し、社会問題構築論およびラベリング理論をふまえて考察する。

前章では、法的規範・公共空間規範・学校教育規範・大人の模範規範といった社会統制を支える規範に一貫した子ども観が確認された。しかし、これらの規範がどのように成立し、強化され、未成年喫煙規制を正当化する資源として機能し得たのかは、未成年喫煙領域だけを熟視していても十分に理解することができない。1980年代以降、受動喫煙研究の発展、嫌煙権運動の台頭、少年非行への社会的不安、国際的なタバコ規制潮流など、喫煙全体をめぐる価値規範が大きく変動した。すなわち、社会的条件の変化が、未成年喫煙の定義を支える規範を再編し、未成年喫煙規制を正当化する基盤を形成したと考えられる。よって、第5章では、これらの規範変動を歴史的に検討し、第4章で明らかにした未成年喫煙の定義がいかに可能となったのか、その背景構造を解明する。

5.1 1980 年代前半：喫煙規制創出の萌芽

第 2 章で公的な定義を導出する際に確認されたように、明治期からすでに喫煙を健康問題とする主張（クレーム）は存在していた。当時における喫煙の健康問題はあくまで個人に帰するものであり、他者への健康影響が主要な問題として提起され、またそれが広く受容されることはなかった。しかし、1980 年代前半には、国内における喫煙に関する医学的・疫学的研究が量的にも質的にも大きく変化した。80 年代前半の重要な転換点は、受動喫煙（passive smoking）の健康影響が科学的に証明され始めたことである。1981 年に発表された国立がんセンター研究所疫学部長平山雄による通称「平山論文」（原題：“Non-smoking wives of heavy smokers have a higher risk of lung cancer: a study from Japan”）は、受動喫煙と肺がんの関連性を有意に示した初期の報告の一つであり、喫煙は「個人の自由である」という主張（クレーム）に対する強力なアンチテーゼであった。片野田（2020）は、平山論文を主題として受動喫煙研究の歴史について詳述し、受動喫煙の健康影響に関する科学的証拠が日本人によって世界で初めて報告され、数十年を経て屋内禁煙という国際的な社会規範に結び付いたことを指摘している。喫煙は周囲の人間にも健康影響を与えることを示す医学グループの研究は、喫煙は個人の健康リスクであるとともに、非喫煙者の健康状態を脅かす社会的な健康リスクであることを提起したのである。

さらに同時期には、1978 年に設立した「嫌煙権確立をめざす人びとの会」に代表される民間団体による嫌煙権運動が展開され始め、1980 年 4 月 7 日、伊佐山芳郎弁護士を弁護団長として、日本国有鉄道（現 JR、以

下国鉄）と専売公社（現 JT）、厚生省に対して原告らの健康被害への損害賠償を求める日本初の嫌煙権訴訟が提訴された。原告側は車両内の喫煙状況及び喫煙による影響を可視化するため、車内粉塵量の計測等独自調査を行い、これに呼吸器系疾患の診断書を併せて受動喫煙による被害を訴えた。これに対し、1987 年 3 月 27 日に出された判決は、いわゆる「受忍限度論」を採用し、「受動喫煙の人体への影響の程度、喫煙に関する社会的受容の実情及び被告国鉄の輸送業者としての立場を総合して考えると、非喫煙者である乗客が被告国鉄の管理する列車に乗車し、たばこの煙に暴露されて刺激又は不快感を受けることがあっても、その害は、受忍限度の範囲を超えるものではない」として原告の請求はすべて棄却されている。

また、70 年代から WHO による勧告が加盟諸国に対し継続的に行われており、1980 年には「喫煙対策を強化すること、特に教育的接近、なかでも若者に対する教育、および、たばこの広告の全面禁止、または規制に力点を置くこと。」と各国政府に対し、喫煙規制に関する長期的な行動指針を示した（厚生省 1987: 337）。

以上のように、1980 年代前半には、喫煙に関する医学的知見の蓄積（受動喫煙研究）、民間団体による法的活動（嫌煙権訴訟）、そして喫煙規制の国際的潮流（WHO の勧告）が相互に連動しながら、「喫煙は他者に危害を及ぼす」という共通した問題構築を推し進めていた点に特徴がある。平山論文に代表される医学グループは、喫煙の影響を個人の疾病リスクにとどめず、家庭内・公共空間における非喫煙者の健康被害まで拡大した。他方、嫌煙権訴訟をはじめとする法的活動グループは、受動喫煙の被害を権利侵害の問題として提起した。こうした国内の動向は、1970 年代以降の WHO

による継続的勧告と重なり、喫煙対策の強化を求める国際的潮流の一つとして位置づけられる。

こうした三者のクレームは、ともに喫煙を個人の自由に還元できない社会的リスクと捉え直す点で一致しており、1980年代以降の日本社会における喫煙規制の正当化根拠を構築した。この時期に医学グループ・法的活動グループ・国際機関という異なるアクターによって提起されたクレームは、相互補強的に作用し、政府に対する強い政策的要請として収斂していくのである。

5.2 1980年代後半：公的機関による喫煙問題への応答

1986年、平山による大集団の追跡研究によって、がんをはじめとする各種疾患の罹患率が、未成年者に喫煙を開始した者で特に高いことが示された。この医学的知見は、未成年者が成人よりも喫煙の健康的悪影響を受けやすいことを示唆するものであり、前章の道徳的判断に内包される「健康リスクに基づく評価」においても子どもの未熟性が表象されたことの基盤となっていたと考えられる。

1980年代後半は、こうした喫煙の健康問題が民間レベルでの主張を超え、国家によって正式に認知され、政策課題として制度化されていく時期であった。1986年4月には東京23区内で初めて分煙庁舎が足立区で実現し、その後官庁施設の分煙・禁煙化が進むこととなった。特筆すべきは、1987年に厚生省編『喫煙と健康 喫煙と健康問題に関する報告書』、いわゆる『たばこ白書』が公表されたことである。同白書は、喫煙の健康影響を政府の公的見解として初めて明文化し、受動喫

煙の危険性についても一定の科学的根拠をもって評価した。これにより、医学グループによる喫煙の健康リスクに関する主張は公的な支持を得ることとなった。つまり、1980 年代前半に顕在化し始めた国内の喫煙率低下を志向する種々の動きに回答する形で、政府も喫煙率を低下させるための本格的な活動を開始することになったのである。加えて、同白書では実施すべき喫煙対策については次のように説明している。

欧米においては 20 年来、喫煙に関する健康教育がすでに繰り返されてきたが、その結論として、喫煙者を自発的に禁煙に導くことは大変むずかしいことが強調されている。そして、健康教育の対象はまだ喫煙していないが喫煙開始の可能性をもった学童・生徒に重点を置くべきだとしている。欧米の場合、健康教育の効果判定結果をみると、確かに思うような成果をあげていないようにみえるが、近年の成人の喫煙率の低下はめざましいものであり、それは規制の強化ばかりでなく、健康教育の影響も大きかったと考えられる。

(厚生省 1987: 326)

このように、欧米における動向を説明しつつ、喫煙率低下に対する未成年者への健康教育の重要性を示唆した。これは前章の解決策の提示において、前期に禁煙教育の支持が高かったことと整合するものである。以上を踏まえると 1980 年代後半に差し掛かった時点において、喫煙率を低下させるための国策におけるターゲットとして未成年者が挙げられ始めたことがうかがえる。また、同白書は日本の青少年喫煙防止教育の課題を次のように指摘する。

これまでのわが国における青少年に対する喫煙防止教育の特徴のひとつに、青少年の喫煙を反社会的問題行動ないしは非行の前兆ととらえ、生徒指導や生活指導上の問題として取り扱う風潮が強く、喫煙を健康問題との関連でとらえることが希薄であったことがあげられる。

(厚生省 1987: 322)

つまり、1980 年代後半において、未成年に対する健康教育は喫煙率を低下させる効果的な手段であり、政府の立場において未成年喫煙は非行から健康問題へと再解釈された。この再解釈は喫煙率低下のための合理的な指針であり、続く文部省による小学校「保健体育」学習指導要領改訂（1989）、中学校「保健体育」学習指導要領の改訂（1992）、高等学校学習指導要領改訂（1993）でも同様の旨が明記された。もっとも、第 2 章で確認したように、2000 年時点の公的な定義では、未成年喫煙は再び「非行の入口」として扱われていた。この後退ともみえる解釈の転換は、1990 年代以降に生じた新たなクレーム申し立てに起因するものであり、その過程については次節以降で確認する。

5.3 1990 年代前半：未成年喫煙状況の可視化と迫られる対策

1990 年代前半は、未成年喫煙が成人喫煙問題の一部としてではなく、独立した社会問題として再構築される転換点であった。この時期には、たばこ問題情報センターや地方教育委員会が相次いで未成年の喫煙実態調査に着手し、喫煙開始年齢の低下や喫煙経験率の上

昇といった統計データが可視化された。これは第 4 章で確認した「未成年喫煙の深刻化」という問題の定義を支える科学的根拠として機能し、従来、成人問題の派生として扱われていた未成年喫煙を、政策介入が不可欠な社会問題として位置づける主張（クレーム）が展開されたのである。つまり、これらの統計的データは、未成年喫煙が単なる個人の逸脱行為ではなく、社会が対処すべき集団的課題であるというクレームを正当化する装置として機能したといえよう。

1993 年に公表された第二版『たばこ白書』は、こうした認識の制度化を象徴する文書である。同白書は、未成年者喫煙が法的に禁止されているにもかかわらず依然として高い喫煙率が観察される点に注目し、次のように指摘した。

わが国では未成年者の喫煙は法律によって禁止されているにもかかわらず、このように高い喫煙率が示されたことは注目に値する。わが国の紙巻たばこの消費実態をみると、国内販売量が成人喫煙量を上回っており、この差が未成年者の喫煙によって説明されるとすれば、憂慮すべき現象である。

（厚生省 1993：206）

ここでは単に喫煙率の高さが問題化されている以上に、成人喫煙とは別の領域としての未成年喫煙が明確に切り出され、独自の政策的対応を必要とする対象として表象されている。未成年喫煙が深刻化する実態が可視化された後、その原因を明らかにしようとする動きが始まるのは自然な流れであろう。第 4 章で確認した原因の診断が前期（1985-1993）と比べ、後期

(1994-2001) に偏っているのはその表れとして理解できる。

また、1980 年代以降、前述した公共交通機関の喫煙を争点とした嫌煙権訴訟の他にも、職場における分煙・禁煙を求める嫌煙権訴訟が展開されたが、いずれも原告棄却の判決が下されている（田中 2004）。こうした裁判所の慎重な姿勢は、成人に対するボトムアップ型の喫煙規制が創出される際の大きな障壁であった。すなわち、司法領域においては、喫煙を権利調整の問題として扱う姿勢が強く、健康被害に基づく規制の正当化はシステム上困難であった。実際、嫌煙権訴訟が初の勝訴を収めるのは、2004 年の江戸川区川村訴訟であった（渡辺 2024）。よって、当時は成人喫煙の規制は司法領域では正当化されにくく、社会的圧力や行政措置が直接的には規制強化に結びつかない状況が続いていた。

一方、こうした規制の困難さとは対照的に、1990 年代前半には未成年喫煙防止を名目とした自主規制が拡大していく。1995 年 10 月、日本たばこ協会は広告・販売促進活動に関する自主規準を改訂し、土曜日、日曜日、祝日、年末年始のテレビ・ラジオ CM、小中高の学校から 100m 以内の屋外広告の禁止など、未成年者への広告接触機会を削減する措置を導入した。自主規制自体は 1985 年に日本専売公社が日本たばこ産業（JT）へ民営化された際から存在していたが、未成年喫煙の深刻化が新たな社会問題として提起され始めたことにより販売者側には火急の対応が求められていた。こうした社会の動向は、前章で明らかにしたように、原因診断においてアクセスの容易性（タバコ広告や販売環境）が高い比重を占めていたことと、解決策としてアクセスの制限が後期において数多く提示されるように

なったことから明らかである。こうした自主規制は一過性のものではなく、1996 年のたばこ自動販売機の夜間自主規制や 1998 年の CM 全般の自主規制等、徐々に拡大していった。

5.4 1990 年代後半：治安不安の高まりと未成年喫煙規制の受容

1990 年代後半は、少年犯罪が社会不安の中心的トピックとして浮上し、未成年喫煙が「治安悪化の前兆」あるいは「規範意識の崩壊の象徴」として再定義される時期であった。

1997 年の「酒鬼薔薇事件」（神戸連続児童殺傷事件）をはじめとして、少年による重大事件が相次いだことは、青少年を問題視する社会情勢の構築に決定的な契機を与えた。こうした事件の連鎖は、「キレる 17 才世代」や「荒れる学校」といった包括的なラベルを生み、青少年の逸脱を拡張的に捉える言説空間を生み出したといえよう。

もちろん、これらの社会的ラベルがどのように構築され、どの主体がその形成を主導したのかについては、さらなる研究を要する。ここでは、少年非行の実態の変化が実在するか否かというよりもむしろ特定の制度的アクターによる主張（クレーム）に焦点を当てたい。横山（2001）は、戦後の少年非行の長期推移を分析し、警察白書や犯罪白書が描き出す「少年非行の悪質化」像は、実際の非行件数や質的特徴の推移と整合的ではないことを指摘した。横山はその要因として、警察官定数の増加に伴う補導・検挙件数の増加を挙げ、少年非行の深刻化という社会的イメージが、必ずしも行為実態の変化を反映したものではなく、警察活動の拡大

によって再生産された可能性を指摘している。こうした少年非行の社会的構築過程において、『平成 10 年 警察白書』では少年非行の質的特徴について次のように指摘する。

9 年に凶悪犯で補導した少年のうち、非行歴のなかった者は 1,081 人で、全体の 47.8%と半分近くに上っており、それまでに非行を犯したことがない少年がいきなり重大な非行に走るケースが目立っている。ただし、これらの少年についても、重大な非行に走るまでには、飲酒、喫煙や深夜遊興等、非行の前兆となり得る問題行動があることが指摘されている。

(警察庁 1998: 第 2 節)

ここでは、喫煙は単なる健康問題や軽度の規範違反ではなく、凶悪犯罪へと至る前駆的徴候として位置づけられている。このような因果連鎖の構図は、少年犯罪への不安が高まった社会情勢のもとで強い説得力をもって受容され、未成年喫煙に対する危険視を一層強化した。

第 2 章で確認した 2000 年の公衆の定義においては、警察権力の支持する主張を引用する形で、未成年喫煙が「非行の入口」として明確に位置づけられていた。ここで重要なのは、少年非行の深刻化が事実として生じていたか否かよりも、少年非行を問題視する主張（クレイム）が警察権力によって提起され、マス・メディアを通じて広く認識されることになったという点にある。社会問題構築論に依拠すれば、このような権威性の高いアクターによる問題化は、社会的受容を決定づける強力な要因である。

この観点からすると、1990 年代後半の治安不安の高まりは、未成年喫煙規制の政治的正当化を著しく容易にしたといえる。既に第 4 章で示したように、1990 年代後半の新聞言説では喫煙を規範からの逸脱として捉え、また法律・取締強化やアーキテクチャ的規制を志向する公衆の態度が確認された。こうした公衆の態度は前述の通り、医学グループによる健康リスクの可視化、民間団体による嫌煙権訴訟、そして喫煙は避けられるべきとする国際的潮流と政府による公的な裏付けの相互作用の結果と解される。当初の政府の公式見解では成人の喫煙率を低下させる有効策として提起された未成年喫煙の規制が、実態の可視化と未成年者による連続した凶悪犯罪を経て、官民双方に火急の実行が求められる緊急的な治安対策となったのである。こうして未成年喫煙禁止法の罰則強化は、社会規範の回復に加え、治安回復の有効策としても受容されやすい政策へと深化することとなった。

5.5 立ち現れる未成年喫煙規制の政治的合理性： 喫煙規制の非対称性

本研究の主題は、医学的知見の蓄積によって喫煙が逸脱と認定され、結果として喫煙規制の整備に繋がったとする一般的な認識のミッシングリンクを補強することであった。そして、なぜ成人に対する喫煙規制に先立って未成年喫煙規制が強化されたのか、また 1900 年に施行された未成年喫煙規制法がなぜ 100 年間大きな改正がなされず、2000 年に転換期を迎えたのかに回答する事であった。第 1 章から第 5 章までの議論を総括すると、次のような回答が得られるだろう。

第一に、国内における喫煙に関する医学的知見の蓄

積は確かに喫煙規制の整備へと動き出す契機であった。嫌煙権運動の黎明はこうした医学的知見が不在であれば迎えることがなかったと思われる。しかし、医学的知見の蓄積が直接的に喫煙規制を進展させたわけではなく、1980年代から2000年は主に官庁施設の自主的な分煙・禁煙化やタバコを販売する企業の自主的な規制が主であった。

第二に、政府は喫煙規制を進展させるべきとする圧力に常に曝される主体であった。これはトロイヤーとマークルの政府は独自の利害をもつ活動主体の集合体であるという指摘を一定支持しないものである。トロイヤーとマークルの指摘は、政府内部には喫煙規制を進展させる勢力と、喫煙規制に反対する勢力が共存しているというものであったが、本研究から得られた知見では、政府は圧力に曝されながら規制を実行できない主体として理解すべきであろう。前述の官庁施設の自主的な分煙・禁煙化は、医学的知見の蓄積や嫌煙権運動の拡大、WHOの勧告に象徴される国際的潮流といった国内の喫煙率を低下させなければならないという圧力に対する即席の応答と解される。

第三に、成人に対する喫煙規制は政治的コストが相対的に高かった。当時の成人男性喫煙率は7割から6割と、減少傾向にあったとはいえ喫煙者が過半数を占める社会であった。また、ボトムアップ型の喫煙規制の創出が司法によって退けられたように、成人に対する喫煙規制は人権問題と交錯するものであり、トップダウン型の創出についても同様の困難が存在していたと考えられる。加えて、JTに代表される喫煙擁護勢力の存在があったことも考慮すべき事項である。

第四に、未成年に対する喫煙規制は政治的コストが相対的に低かった。1900年から継続して法的には禁止

され続けてきた未成年喫煙に対して擁護する旨は、新聞記事から抽出された言説や JT 等の喫煙擁護勢力の動向においても、本研究では確認されなかった。そして、未成年喫煙に対する擁護の不在は「未熟であり、保護すべき対象」という子ども観に帰属するものであると考えられる。一方で、こうした子ども観は、パターンリズムを正当化する根拠としても機能し、未成年喫煙規制は人権問題と交錯することはなかったのである。

第五に、未成年者による凶悪犯罪が社会問題として認識されていた時代背景があった。これは未成年喫煙問題とは異なる文脈において構築されたものであったが、結果として未成年喫煙規制に対する公衆の受容を容易なものとした。

つまり、2000 年に転換期を迎えた未成年喫煙禁止法は、政治的合理性による未成年者に対するアプローチの採択の結果として理解される。ここでの政治的合理性とは、政策的有効性とは異なり、反対勢力が少なく、公衆の理解が得られ、実行が容易であることを基準として測られる合理性である。2002 年、日本医師会が公表した資料に「子どもの喫煙を予防するよりも、大人の禁煙を促すほうが有効であるのは厳然たる事実である」(David 2000: 30) という記述が確認されるように、喫煙率の低下に対し、即時的で急激な効果をもたらすか否かを問う政策的有効性を重視すれば、成人に対するアプローチが未成年者に対するアプローチに勝ることは明らかであろう。

以上のことから、未成年喫煙禁止法の改正は、喫煙規制を進展させるべきとする圧力に常に曝される主体であった政府が、政治的合理性に基づいて行動を起こした帰結であったといえよう。

おわりに

本研究は、2000 年に実施された未成年者喫煙禁止法の大幅改正が、いかなる社会的・政治的・知識的過程を経て正当化され得たのかを明らかにすることを目的としてきた。その際、本研究は未成年喫煙をめぐる規制の是非や健康影響の実態を直接的に評価する立場をとるのではなく、社会問題構築論およびラベリング論の視点に依拠し、未成年喫煙がいかなる意味づけのもとで「規制されるべき逸脱行動」として定義されてきたのか、その定義がいかに更新・再編されながら正当化され続けてきたのかという過程に焦点を当ててきた。

第 2 章では、未成年者喫煙禁止法の制定および 2000 年の法改正における議会審議を中心に、未成年喫煙に対する公的な定義を整理した。その結果、明治期においては、未成年喫煙は健康・軍事・文明といった国民形成的な論理のもとで、国家の将来を脅かす行為として位置づけられていたのに対し、2000 年前後においては、非行・リスク・社会責任という社会統制的な論理のもとで、将来の治安悪化を招く前兆的行為として再定義されていたことが明らかとなった。すなわち、未成年喫煙を規制すべき理由は一貫して存在していたのではなく、時代ごとの社会的関心や統治の意向に応じて組み替えられてきたことが明らかになった。

第 3 章および第 4 章では、未成年喫煙に対する公衆の定義に着目し、明治期と昭和後期から平成中期にかけての言説の比較を行った。明治期においては、若者組や年齢階梯制といった生活世界に根差した社会的統制が機能しており、未成年喫煙は一人前でない者による大人の領域への侵犯として理解されていた。一方、昭和後期から平成中期にかけては、こうした非公式な

統制主体が弱体化するなかで、未成年喫煙は「未熟な子ども」と「統制の崩壊」を象徴する行為として語られるようになり、法的規制やアーキテクチャ的規制を志向する言説が強まっていたことが確認された。

第5章では、これらの分析結果を踏まえ、1980年代以降の喫煙規制をめぐる国際的潮流、医学的知見の蓄積、嫌煙権運動の展開、そして1990年代後半の治安不安の高まりといった社会的条件が、未成年喫煙規制の受容と正当化をいかに促進したのかを考察した。その結果、未成年喫煙規制は、成人喫煙規制の補助的手段としてではなく、健康問題、社会的リスク、治安対策といった複数の文脈を横断しながら、政治的に合理的な政策として位置づけられるに至ったことが示された。とりわけ、未成年喫煙が「非行の入口」や「治安悪化の前兆」として語られた1990年代後半においては、規制強化に対する社会的抵抗は相対的に弱まり、罰則強化や流通規制といった強力な介入が受容されやすい状況が形成されていたといえる。

以上の分析から、本研究は、未成年喫煙規制が単に医学的実在や行為実態の変化に基づいて強化されたのではなく、複数の利害集団によるクレーム申し立て活動と、それを受容する社会的文脈との相互作用を通じて、段階的に正当化され続けてきたことを明らかにした。未成年喫煙は、その都度異なる枠組のもとで再定義されながら、結果として一貫した規制の対象として維持されてきたのであり、この過程は社会問題が制度として固定化されていく一典型と位置づけることができる。

もっとも、本研究にはいくつかの課題も残されている。第一に、新聞記事を主たる分析対象としたため、公衆の定義を代表する言説空間がマス・メディアに限

定されている点である。今後は、教育現場の資料や当事者の語りを分析対象に含めることで、より多層的な公衆の定義を検討する余地がある。第二に、本研究で用いた分析枠組みは、未成年飲酒や青少年条例、さらには近年のネット問題やいじめ問題といった他の逸脱カテゴリーにも適用可能であると考えられる。未成年喫煙を事例として抽出された正当化の論理が、他の社会問題においてどのように再生産されているのかを検討することは、今後の重要な研究課題である。

未成年喫煙規制をめぐる議論は、今日においても完全に終結したわけではない。本研究が示したように、社会問題の正当化は固定的なものではなく、社会状況の変化に応じて更新され続ける過程である。本稿で明らかにした分析視角が、今後の社会問題研究や逸脱研究において、ひとつの参照点となることを期待したい。

注

- 1) 1960年代にアメリカがん学会（ACS）、アメリカ肺学会（ALA）、アメリカ心臓学会（AHA）等、主要な健康関連組織がタバコの健康に対する悪影響の可能性を示唆した。しかし、マス・メディアに反喫煙CMを放送することを要求する活動が起きた際、上記の主要な健康関連組織はこの活動への援助を拒んだ。反喫煙CMの放送を実現するため、バンザフを中心に法的活動グループであるASH（喫煙と健康に関する行動）が結成された。ASHは連邦レベルの措置にとくに標準をあわせる唯一の反喫煙団体であり、70年代には議会の委員会で証言し、連邦の規制機関に請願を行い、連邦裁判所に提訴する等、精力的な活動を行った。

- 2) 1965 年のタバコのラベルと宣伝に関する法によって、紙巻タバコのパッケージに、「注意：タバコ喫煙はあなたの健康にとって危険かもしれません」という警告文を印刷することが義務づけられた。この警告文は、1970 年の法改正によって、「警告：タバコ喫煙はあなたの健康にとって危険であるという判定を公衆衛生局長が下しました」というより強い調子のものになった。
- 3) DHEW（米国保険教育福祉省）の長官カリファノは 1978 年、「タバコは人々の健康の第一の敵である」と宣言し、①放送広告の反喫煙メッセージと②健康教育プログラムの拡大を提案。
- 4) 渡辺文学。嫌煙権確立を目指す人びとの会」を結成。1985 年平山雄らとたばこ問題情報センターを設立し、1988 年に WHO（世界保健機関）から禁煙運動賞を受賞する。1989 年 4 月からたばこ問題専門紙「禁煙ジャーナル」を発行。

参考文献

- Becker, Howard S., 1963, *Outsiders: Studies in the sociology of deviance*, Free Press.
(村上直之訳, 1978, 『アウトサイダーズ』新泉社.)
- Entman, Robert M., 1993, "Framing: Toward Clarification of A Fractured Paradigm," *Journal of Communication*, 43(4): 51-58.
- 長谷正規, 1993, 「日本・たばこの歴史」『たばこ産業史資料』(19) .
- 平山雄, 1981, "Non-smoking wives of heavy smokers have a higher risk of lung cancer: a study

- from Japan,” *British Medical Journal*, 282: 183-185.
- 平山雄, 1986, 「思春期の健康増進をめぐる諸問題 喫煙の問題」『小児科診療』49: 97-101.
- 片野田耕太, 2020, 「受動喫煙の健康影響とその歴史」『保健医療科学』69(2): 103-113.
- 厚生省, 1987, 『喫煙と健康—喫煙と健康問題に関する報告書』健康・体力づくり事業財団.
- 厚生省, 1993, 『喫煙と健康—喫煙と健康問題に関する報告書 第2版』健康・体力づくり事業財団.
- 警察庁, 1998, 『平成10年 警察白書』.
- Simpson, David, 2000, “Doctors and Tobacco Medicine’ s Big Challenge,” *The Tobacco Control Resource Centre*. (日本医師会訳, 2002, 『医師とたばこ —医師・医師会はいま何をすべきか—』タバココントロールリソースセンター.)
- Spector, Malcolm and Kitsuse, John I., 1977, *Constructing Social Problems*, Cummings Publishing. (村上直之訳, 1992, 『社会問題の構築—ラベリング理論をこえて—』マルジユ社.)
- Troyer, Ronald J. and Markle, Gerald E., 1983, *Cigarettes: The Battle over Smoking*, New Brunswick, New Jersey: Rutgers University Press. (中河伸俊・鮎川潤訳, 1992, 『タバコの社会学: 紫煙をめぐる攻防戦』世界思想社.)
- 田中謙, 2004, 「タバコ訴訟の動向と今後の法制的課題」『長崎大学経済学部研究年報』20: 53-88.
- 田中謙, 2014, 『タバコ規制をめぐる法と政策』日本

評論社.

渡辺文学, 2024, 『日本の嫌煙権運動 45 年史—「きれいな空気を吸う権利」を求めて』花伝社.

横山実, 2001, 「日本における少年非行の動向と厳罰化傾向」『國學院法学』38(4): 171-205.

参考 URL

厚生労働省, 2025, 厚生労働省の最新たばこ情報

TOBACCO or HEALTH. たばこ対策年表.

(2025 年 9 月 18 日取得,

https://www.health-net.or.jp/tobacco_archive/history/hist01.html).

帝国議会議録検索システム, 第 14 回帝国議会議院
本会議第 7 号.

(2025 年 7 月 22 日取得,

<https://teikokugikai.ndl.go.jp/txt/001413242X00718991212/61>)

帝国議会議録検索システム, 第 14 回帝国議
会貴族院本会議第 13 号.

(2025 年 8 月 12 日取得,

<https://teikokugikai.ndl.go.jp/txt/001403242X01319000123/72>)

e-Gov 法令検索, 未成年者喫煙禁止法 平成 13 年 12 月
12 日施行.

(2025 年 8 月 25 日取得,

https://laws.e-gov.go.jp/law/133AC1000000033/20011212_413AC0000000152)

国会議事録検索システム，第 150 回衆議院地方行政委員会第 5 号.

(2025 年 9 月 3 日取得,

<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/115004720X00520001109/3>)

巻末資料

分析記事一覧

年	日付	新聞名	掲載面	見出し
1985	2月14日	朝日	夕刊・科学	未成年喫煙一生の悔い
1985	2月25日	日経	教育	学校・家庭・地域ぐるみで——忠生中学“再建”の歩み（教育）
1985	4月7日	読売	×	たばこPRを自粛 日本・外国5社が協定 未成年・女性向け重点
1985	4月29日	朝日	5面	喫煙高校生を怒鳴った男性
1985	10月30日	毎日	×	医事・衛生 家庭と健康：未成年からの喫煙、高いがん死亡率
1986	3月15日	読売	×	〔放送塔から〕未成年の喫煙禁止CMに両論 「販売」より「法律」が先では…
1986	6月23日	毎日	夕刊	教育 小・中・高校：たばこの害、小学生から 教育—文部省、初の教師用手引
1986	8月15日	日経	社会	高校野球愛知代表、享栄、5人の喫煙発覚—— 選手2人登録抹消。
1986	9月1日	日経	教育	「吸うな」よりなぜ有害か、禁煙教育夏期研修 会から——健康づくりの一環に（教育）
1986	10月27日	日経	教育	高校生の喫煙、大人にも原因（イヤホン）
1986	11月6日	日経	社会	小学生まで喫煙汚染、「毎日」「ときどき」6 年生の5、6%にも——東大喫煙調査。
1987	4月14日	日経	アーバンNOW	自動販売機——1人で日に85円買う（タウン ウォッチング）
1987	5月9日	読売	夕刊・社会	中学生の喫煙 男子の3分の1経験 女子でも 15—18% 教研集会で報告
1987	5月9日	日経	社会	こどもの喫煙、早まる初体験、「小学生から」 急増——教研集會リポート。
1987	5月26日	読売	×	〔気流〕喫煙高校生に注意
1987	6月6日	読売	2面（社会）	中学生の喫煙・飲酒 体に悪い 強調作戦 文 部省が教師用手引
1987	6月6日	日経	社会	中学生用手引き作成——喫煙など防止で文部 省。
1987	6月28日	朝日	3面（総合）	ボクは学校よりたばこ選ぶ 都立高校生、禁煙 できず退学申し出
1987	8月29日	日経	教育	禁煙教育研修、手弁当で100人（イヤホン）

1988	2月5日	読売	×	〔気流〕喫煙高校生にケジメ
1988	3月12日	朝日	5面	青少年を守る輪を広げたい 喫煙権？禁煙権？ (声)
1988	4月2日	朝日	1面(家庭)	高校生、酒もたばこも当たり前！？ 東京都内 での調査
1988	4月23日	読売	×	〔気流〕喫煙高校生に厳しい態度を
1988	7月8日	日経	社会	文部省、公立高に、喫煙・飲酒防止へ指導手引 書配布。
1988	7月9日	朝日	夕刊・2面(社会)	高校生の喫煙防止書 文部省が作成
1988	8月9日	日経	婦人	未成年の飲酒・喫煙日常化、中・高生の実態調 査で判明(コンシューマー情報)
1988	10月3日	朝日	2面(社会)	禁煙教育に短期効果 中学時に受講の高校生、 喫煙率4割も低く
1988	11月11日	朝日	5面	高校生らの喫煙を私は見過ごせない(声)
1989	4月8日	日経	アーバンNOW	依存——喫煙は習慣の入口で防ぐ(めんたるク リニック)
1989	5月31日	日経	経済	たばこCM追いやられる、放送禁止時間夜1 0:54まで——大蔵省3年度実施狙う。
1989	6月9日	読売	×	〔ひと言・言いたい〕未成年の喫煙 無関心に 驚き
1989	8月19日	日経	社会	中学生に喫煙場所提供、カラオケルーム摘発—— 奈良県警。
1989	9月9日	日経	教育	未成年の喫煙、大人にも責任(イヤホン)
1989	9月26日	日経	産業	「健全に1曲」業界は正念場——カラオケボッ クス急増、非行の場に(NEWS追跡)
1990	2月4日	読売	教育A	中学生の喫煙防止 学級と個別指導で徹底 体 への悪影響を強調／東京・西巣鴨中
1990	9月17日	朝日	1面(社会)	青少年指導員が転倒死 喫煙少年注意しもみあ う 大阪
1990	9月17日	毎日	社会面	青少年指導員、少年に突き倒され死亡 たばこ 注意し——東大阪
1990	9月22日	朝日	5面	非行と限らぬ高校生の喫煙(声)
1990	10月31日	日経	生活情報	中学生の禁煙キャンペーン、ユニークな冊子配 布——ガン予防で大阪府など。
1990	12月13日	読売	社会	〔おあしす〕未成年者のたばこ本数は12年間 で10倍以上に／情報センター推定
1990	12月14日	読売	気流	〔論点〕未成年者の喫煙防止 早急に有効な対 策を 渡辺 文学(寄稿)
1991	5月29日	毎日	家庭	喫煙の芽をつむ 中学生向け副読本、話題に
1991	5月30日	朝日	夕刊・1面(社会)	たばこの害、小学校教科書に登場 「中学生で は遅い」出版社
1991	8月17日	日経	教育	小学校から始める禁煙教育(イヤホン)
1991	10月15日	日経	社会	中高生、喫煙は教師、親の影響大——経験者の 低年齢化進む。
1992	1月25日	日経	社会	中3男子、2人に1人喫煙経験——教研集会で 報告。
1992	4月28日	毎日	家庭	「たばこ販売」史上最高の裏側 未成年者が急 増、喫煙本数は全販売数の1割にも
1992	8月1日	読売	夕刊・社会	中学生“公認”の校内喫煙 隠れたたばこは火事心配 と先生立ち会いで／長野・戸倉

1992	8月2日	毎日	社会	中学生に喫煙公認 教師の前で1日2本だけ やめない4人に苦肉の策――長野
1992	8月6日	読売	気流	〔気流〕喫煙誘う環境は大人の責任だ 高校 生・小野妙子17＝茨城県結城郡
1992	8月10日	朝日	声面	中学生の喫煙、問題は大人に（声）
1992	9月14日	毎日	夕刊・社会	小学生の5％が喫煙経験 児童・生徒21万人 調査――長野県教育委員会
1992	9月21日	読売	夕刊・教育	男子高校生の44％喫煙 長野県教委ショック かなりの親が黙認
1992	11月6日	朝日	声面	あまりに堂々、高校生の喫煙（声）
1992	12月12日	読売	気流	〔激論コーナー〕酒・たばこの増税 賛成 未 成年の喫煙を防ぐ 堀口崇明61
1993	1月9日	日経	教育	退学志願で喫煙する高校生（イヤホン）
1993	3月7日	読売	教育A	〔取材手帳〕たばこの害説く名物社長 高校生 にも禁煙講演
1993	4月23日	読売	夕刊・2面（社会）	喫煙中学生は学校嫌い 家族とつながり希薄 国立精神保健研究所が調査
1993	4月23日	毎日	夕刊・社会	親のけむたさ煙でまぎらす？ 中学生の喫煙、 男子30％女子13％――国立精研調査
1993	4月30日	読売	気流	〔気流〕未成年者喫煙が必要増の一因 大学講 師・大木薫65＝東京都小金井市
1993	5月29日	日経	教育	未成年者が支える？たばこ販売増（イヤホン）
1993	5月30日	読売	教育A	アジア太平洋17か国参加 「未成年者喫煙」 で大会 来月、埼玉・大宮で
1993	6月1日	読売	生活B	増える未成年者の喫煙 吸った高3男37％、 女15％／厚生省「たばこ白書」
1993	7月31日	日経	教育	大阪の中学校で「モク0」運動（イヤホン）
1993	10月23日	読売	気流	〔激論コーナー〕酒・たばこ自販機撤廃 賛成 学生喫煙なくす 竹内朝子52
1994	2月17日	毎日	社説	〔みんなの広場〕未成年者の喫煙防止に“カード” を＝教員・前田一夫 53
1994	5月7日	日経	教育	禁煙教育、中学生にも（イヤホン）
1994	6月6日	読売	社会	喫煙注意の車掌大けが 高校生が車内で暴行／ 岡山・JR総社駅
1994	6月22日	読売	2面（社会）	たばこ自販機の深夜販売自粛 福井・上志比村 の7店 「青少年のために」
1994	9月30日	毎日	解説	〔みんなの広場〕たばこをやめられない友達＝ 高校生・池田美佐子 16
1994	11月2日	朝日	オピニオン面	高校生の喫煙防止、自販機追放で（声）
1995	2月22日	朝日	オピニオン面	未成年の喫煙を黙認の受験場（声）
1995	3月30日	読売	社会	〔おあしす〕岐阜県カラオケ事業防犯協会が青 少年喫煙でレッドカードなど発行
1995	4月29日	朝日	オピニオン面	喫煙の少年について口が出た（声）
1995	7月16日	日経	社会	男子高校生、喫煙経験は34％、うち7割自販 機で購入――総務庁調査。
1995	8月21日	読売	夕刊・Tアラ	私はなるべく映さない 日本たばこ協会がCM 自主規制を強化 未成年者保護狙い
1995	9月23日	日経	教育	喫煙に大人注意する気なし（イヤホン）

1996	1月10日	朝日	2面（社会）	たばこ自販機、深夜は自粛 4月から全国で 未成年喫煙防止へ
1996	1月10日	日経	社会	たばこ販売機深夜停止、4月から一酒の自主 規制に遅ればせながら。
1996	9月4日	朝日	1面（社会）	高校生、制服姿で「たばこ下さい」 8割の 店、どうぞ 八王子で調査
1996	9月19日	毎日	社説	〔みんなの広場〕列車座席に寝て喫煙の高校 生！＝自由業・向井静夫・67
1996	9月20日	朝日	2面（社会）	未成年に酒・たばこ売りません 日本フラン チャイズチェーン協会
1996	10月11日	日経	ビジネス	未成年・深夜販売中止一酒・たばこ、コンビ ニ悩む（ニュースクランブル）
1996	10月12日	日経	社会	当然ですが…、高校生にたばこ吸わせちゃダメ 一黙認の喫茶店主を書類送検。
1996	11月7日	読売	2面（社会）	喫煙防止は小学生から 福岡の小学校で「防煙 教室」 保健婦「体に悪いよ」
1996	11月7日	毎日	社説	〔みんなの広場〕未成年の喫煙率も調査、公表 を＝団体役員・氷鮑健一郎・57
1996	11月13日	日経	タウン・ビート	カラオケボックス、中高生の“社交場”に一浅く 友達付き合い（タウン・ビート）
1997	4月9日	朝日	オピニオン面	青少年の喫煙、増税で防げば（声）
1997	4月21日	読売	生活A	〔ティータイム〕煙草吸う少年に複雑な思い
1997	5月30日	日経	社会	未成年者の喫煙防止自主規制から1年一屋外 たばこ自販機、深夜、92％が停止。
1997	6月9日	毎日	家庭	少年漫画雑誌と喫煙シーシー「タバコ問題首 都圏協議会」が調査
1997	10月1日	日経	一面	たばこCM来春から中止、TV・ラジオ向け一 業界が未成年対策。
1997	10月27日	朝日	オピニオン面	怒鳴りつけた高校生の喫煙（声）
1997	11月16日	毎日	社説	〔みんなの広場〕高校生に喫煙を注意したが… ＝大学講師・大木薫・70
1997	11月26日	毎日	社説	〔みんなの広場〕街中で傍若無人の高校生の喫 煙＝会社員・加藤栄二・45
1997	12月17日	毎日	解説	〔みんなの広場〕先生だってたばこ吸ってい る！＝中学生・武藤真佐子・15
1997	12月21日	朝日	1面（家庭）	医学生“ノン”スモーキング「喫煙自由」場 所、大幅に減少
1998	2月14日	読売	気流	〔気流〕未成年の客の喫煙を許すな 大学生・ 宮本亜希子22＝東京都大田区
1998	2月28日	読売	気流	〔気流〕高校生の喫煙注意した店員 大学生・ 高橋聖子19＝東京都昭島市
1998	3月26日	読売	夕刊・社会	昨年の不良中学生2割増 酒、たばこ…／警察 庁調べ
1998	3月26日	日経	社会	警察庁調べ、少年補導、9.8％増加一中学 生は21％増。
1998	5月20日	読売	気流	〔気流〕未成年からたばこ遠ざけよ 会社員 諸井慎治28＝埼玉県入間市
1998	6月10日	日経	社会	厚生省調査、中高生の喫煙増加一「毎日」高 3男子の25％、嫌煙よそに、女子にも。

1998	6月10日	日経	社会	厚生省調査、中高生の喫煙増加——たばこの害啓発不可欠。
1998	6月17日	日経	社会	少年非行対策、立ち直り支援組織全国に——警察庁、補導職員増強へ。
1998	7月2日	読売	夕刊・社会	不登校、喫煙…少年事件の芽を摘み取れ 交番に専門相談員 大阪府警が初の試み
1998	7月18日	読売	夕刊・2面（社会）	98年前半の喫煙少年35%増 全駅で一斉補導／大阪府警
1998	8月8日	日経	社会	厚生省検討会報告書、未成年者の喫煙防止、具体策は打ち出せず。
1998	11月22日	朝日	2面（社会）	青少年、たばこと無縁の「無煙の町」 茨城・八千代町、きょう宣言
1999	2月17日	毎日	解説	【みんなの広場】喫煙の友達に言えなかったこと＝高校生・飯山利幸・16
1999	3月23日	読売	気流	【気流】深刻な少年の喫煙対策急げ 大学生・寺山久美子19
1999	4月2日	読売	気流	【気流】100年目の未成年喫煙禁止法 大学講師・大木薫71
1999	4月27日	毎日	家庭	未成年者の喫煙本数、推定549億本——たばこ問題情報センターが試算
1999	6月10日	毎日	社説	【みんなの広場】教師の喫煙、マナーを守れば…＝大学生・楊田龍明・23
1999	7月9日	日経	タウン・ビート	小学生の喫煙じわり拡大——禁煙教育早める動き（タウン・ビート）
1999	7月14日	読売	気流	【気流】未成年に喫煙させぬ環境を 教員・野内昌59（茨城県那珂郡）
1999	8月12日	日経	生活情報	健康づくり10ヵ年計画、たばこ喫煙率を半減——厚生省、初の数値目標案。
1999	10月24日	朝日	オピニオン面	高校生の喫煙注意は変人か（声）
1999	12月12日	日経	教育	善悪の判断できない子供たち——大阪大学教授 秦政春氏（教育）
2000	2月22日	読売	気流	【気流】未成年の喫煙に問題意識を 無職・氷鉤健一郎60（東京都新宿区）
2000	3月31日	毎日	家庭	飲酒・たばこ・薬物・性…「目」で教える副読本を出版——少年写真新聞社
2000	4月6日	読売	気流	【気流】生徒の前で喫煙はしないで 高校生・石塚里美16（茨城県結城市）
2000	7月13日	日経	生活情報	少年の喫煙・飲酒、「大人の黙認問題」——警察庁研究会、法改正し罰則強化。
2000	9月21日	毎日	社説	【みんなの広場】タバコは体に悪いと勉強しました＝小学生・内田大貴・11
2000	9月28日	読売	夕刊・2面	酒・たばこ販売罰則強化を了承 未成年対策で自民部会
2000	9月28日	読売	2面	未成年へのたばこ販売 罰金「50万円以下」に引き上げ 与党3党が改正案
2000	11月7日	読売	気流	【気流】未成年者の喫煙をなくそう 高校教諭・菅原晃35（北海道士別市）
2001	1月13日	読売	気流	【気流】教育を考える まず解決すべき未成年者の喫煙 高校教員・成瀬茂夫50

2001	2月7日	読売	気流	[気流] 小学生の時から喫煙の害教えて 地方 公務員・服部知己 4 1
2001	3月9日	読売	気流	[気流] 喫煙する高校生、注意しない日本 学 生・崔美玉 3 0 (横浜市)
2001	3月10日	読売	気流	[気流] たばこをふかす中学生の素顔は 指圧 師・武山正伸 5 2 (埼玉県川越市)
2001	6月18日	読売	教育A	[e-ライフ教育] ラウンジ 未成年喫煙に怒 り フリーライター・中越由美子
2001	8月1日	読売	夕刊・社会	未成年の飲酒と喫煙防ぐ 大分県が大人側の 「積極指導」規定条例の制定準備
2001	11月13日	毎日	社会	喫煙者カード、自販機に導入ー日本たばこ協 会ら、未成年対策で
2001	12月9日	日経	×	減らないたばこ消費、健康志向でもなぜ?ー 紫煙誘う出店規制緩和 (エコノ探偵団)
2001	12月11日	読売	気流	[気流] 未成年者の喫煙増加に歯止めを 高校 教員・徳武英人 3 9